

第九十三回 参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和五十五年十月二十三日(木曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

十月二十二日
補欠選任
藤原 房雄君
鶴岡 洋君
十月二十三日
補欠選任
神谷信之助君
下田 京子君

出席者は左のとおり。

委員長 井上 吉夫君
理事 北 修二君
坂元 親男君
鈴木 正一君
中野 明君

委員 岡部 三郎君
熊谷太三郎君
下条進一郎君
鈴木 省吾君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
中野 鉄造君
藤原 房雄君
下田 京子君

衆議院議員

議者 小川 国彦君

政府委員

農林水産大臣 亀岡 高夫君
農林水産政務次官 野呂田芳成君
農林水産大臣官房長 渡邊 五郎君
農林水産大臣官房審議官 矢崎 市朗君
農林水産省経済局長 松浦 昭君
農林水産省構造改善局長 杉山 克己君
農林水産省農畜園芸局長 二瓶 博君
農林水産省畜産局長 大伏 孝治君
農林水産省食品流通局長 森実 孝郎君
農林水産技術会議事務局長 川嶋 良一君
食糧庁長官 松本 作衛君
林野庁長官 須藤 徹男君
水産庁長官 今村 宣夫君

事務局側

常任委員会専門員 竹中 譲君

説明員

海上保安庁警備救難部警備第一課長 木村 操君

本日の会議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(当面の農林水産行政に関する件)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十二日、鶴岡洋君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 農林水産政策に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○坂倉藤吾君 本日は、農政の基本的部分に少し的を当てて幾つかの見解をお聞きをいたしたい、こう思っているわけです。

その前に、いま衆議院で論議が行われております農住組合法案、これは国土庁が提出をされているわけですが、関係する建設あるいは農林水産、それぞれ協議の上で法案が提案をされている、こういうことになっておられるわけですが、大都市地域における市街化区域内の農地をこれを住宅地に転換をしよう、こういう趣旨合いのものです。

である、そのことは承知をいたしておるのです。したがって、これは農業政策の上からいいますと、何といいますが、その占める率そのものは非常に小さいわけですが、大変な幾つかの問題を有していると、こういうふうに思うのです。

この法案に対しますいわゆる省の見解、省の見解というよりも、これは大臣見解をぜひ承りたいと、

こう思いますし、特にこの法案に農林水産省として同意をしたその同意の一番根拠になっておるもの、この部分について御説明を賜りたいと、こう思うのです。

○国務大臣(亀岡高夫君) 市街化区域内の農地を宅地へ転換をしてまいるということにつきまして、市街化地域を設定をいたした際には当然そのようなことを期待しながら市街化地域にいたしたわけでありますが、ただ、その転換を進めてまいる過渡期におきまして、農地に何ら市街化としての必要條件も整わない地域、下水道もなければ水道もなければ、そういういわゆる市街化地域に必要欠くべからざる施設のない地域等に農地があり、しかも農業でなければ生計を立てていけないという立場の方もおられるわけでありまして、そういう方々に対して一応宅地並み課税等の措置をとって、逼迫しておられます、地価高騰を招いておられます不足ぎみの宅地、これを提供してまいるというまた別の目的もこれは達成していかなければならぬということでも市街化地域に設定をして、できるだけ早く宅地化していかうという構想をそれぞれ立法化いたして進めてまいっておられるわけでありますが、現実にはなかなか、御指摘のありましたとおりいろいろな問題がございまして、農地の宅地化ということがはかばかしく進んでおらない。これはやはり何としても、農地を持っておる農家の協力というものがありませんと宅地化ということは非常に困難であるということ、私も建設大臣をやりましたしじみと経験をいたしたわけでございます。

そこで、農家はもう農業でなければ生計を立てていけないんだという立場を尊重しながら、しかもなおかつ宅地化の方途はないものであろうかというところをいろいろ検討いたしました結果、農業団体と農家とそれから建設省関係、国土庁関係、

もろもろ相談をいたしまして、そして所有しておられます農地の半分を宅地化すると、そのかわりその半分は農業を当分経営をすることのできるよううな仕組みをつくって、そして両方の目的をだんだんと果たしていくようにしなければならぬのではないかと、そういう話し合いになってまいりました。実はこの農住組合法という構想を固めまして、これを提案を申し上げたと、こういうことに相なっておりますわけでございまして、農林水産省といたしまして、やはり都市における宅地の提供といいう大きな目的を果たし、なおかつ、そこに農業を営営しておる現実の農家、その農家の方もほかの職業には転向しようがない、そういう方々の気持ちもあわせて施策の上に反映していくことができるようにと、そういう形でこの立法を提案をさしていただいたておる、こういうことでございます。

○坂倉齋吾君 いまの大臣の御説明でいきますと、市街化区域の線引きをしたんだから当然そこは農地じゃなくて市街化をする、住宅化をしていいく、つまり言いかえれば、そこには本人がどうしても農業で生計を維持をしていきたい、こういう立場の者は憲法上それを犯してまでという強制力は働かないが、国の行政の筋合いとしては、農林水産省の立場からも農地そのものではなくして住宅化をしていきたい、こういう方向で同意をしたことだから、当然耕作者の言い分とその辺の中をとって農住組合法がまあまあ適當ではないかというふうに判断をした、こう理解していいんでしょうか。——うなずいてみえるようですから、そういう趣旨に間違いないと思うんです。

そうなりますと、今日までありました生産緑地法との関係、あるいはこれは全中がむしろ早くから取り組みまして、市街化区域におきますところの対策の問題として、いわゆる農住利子補給法、こういう形でむしろ宅地化の問題等については努力をしてきた経過があります。そうしますと、その法案で処理ができない、こういうふうに判断をされた、その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員（渡邊五郎君） お答えいたします。

生産緑地法が制定されて私どももこの制度自体についての評価はいたしておりますが、現実的な実際の指定後の状況を見ますと、昨年三月末で生産緑地の第一種、第二種のそれぞれの指定面積は合計五百四ヘクタール、個所数にいたしまして九百三十三カ所ということになっております。これには都市計画区域内におきます緑地の許容範囲という一定の限度もあるようでございまして、やはり制度自体の有効な面もございしますが、おのずと限られてくるという問題が一つございまして、それから利子補給によります宅地の制度もございまして宅地化していくということでございますが、この制度、指導事業として建設省で実施しておりますが、これ自体当該一定地区の農地の全面的な転換を条件としたすという原則に立っております、事実上の問題としてはなかなか全面的な土地の利用転換ということでは地元納得がいかない。やはり農業と宅地化といいますか、都市化という土地利用が併存するような形態を制度的に認めていく必要があるのではないかと、そのような観点から農住組合制度へ移り変わってきた、このように理解しておるわけでございます。

○坂倉藤吉君 どうも出発点が違いますのか、あなの方と、私の発想と、よく答弁が理解できないんです。その一つは最初から出発をしてながめてみましたときに、いま住宅政策の問題にいたしましても、農業政策の問題にいたしましても、相当根本的に私は見直すべき時期に來ているんじゃないのか、これがまず第一なわけです。そういう観点からいきますと、いま世界的に見ましても、あるいは日本の都市の住民等から強く出されてきております状況等をながめてみましても、人間として住み得る環境の中のいわゆる都市の緑地の問題ということが一つ大きく浮かび上がってきているわけですね、住環境の問題として。この辺に対していわゆる農林水産省の立場というものは、それらに即応しつゝ、しかも農業政策を生かし得る一つの問題点というのは着目をしなければいかぬのじゃないか。第一にこれがあるんです。そうしま

すと、いま大臣の所見あるいは事務当局のお話等からいきましても、そういう観点はもう市街化区域の線引きをしたんだから全くないという話になって食い違うんですね。その辺はもう見直さなくていいんでしょうか。

それからもう一つの問題は、私はやっぱり都市に対する生鮮野菜等の供給の非常に手近なところの問題としてぜひともこれは必要なんじゃないんだらうか。いま西欧諸国等をながめてみしても、都市建設に必ずその都市に伴うところの生鮮野菜供給源というものについて十分都市計画の中に踏み込んでむしろこれを確保していこう、積極的に確保していこう、こういう立場というのが貫かれておる。ところが、現実には日本の場合のいま都市に対するいわゆる市街化区域内農地から送り込まれる割合というのは、一〇％を超えているわけです。貢献度というのは、そういうものの価値について一休農林水産省は見直しをしなくていいんだらうかどうだらうか、ここのポイントを明確にしたい、こう思っておるんです。

○國務大臣(亀岡高夫君) まあ都市機能の中で緑地帯というものの必要性というのはこれはもう御指摘のとおりであるわけでございます。しかし、この市街化地域の整備に係る諸法律を制定する際に、とにかく十年以内に市街化地域内は都市化をする、市街化地域として造成をしてまいる、こういうことでございます。したがって、農林当局としては、農業経営をする希望者の意思というものはこれは農林水産省としては十分尊重していかなければなりません。したがって、先ほど申し上げたようにいろいろな手法をもって、まあ農林水産省でなければ緑を保持していくことができないというわけではございませんので、やはりこれは建設省としてあるいは国土庁として、大きな立場から、その都市に何分の緑地帯が必要である、こういう都市計画の中でそういうものが調整をされていくというのが私は筋道であらうかと思うわけでございます。ただし、その市街化の中に農業を営む者がおるわけでありますから、そう

いう方々の生計、生活、そういうものはやはり農林水産省としては十分に尊重をし、やはりその意図が達せられ、しかも国の立法の趣旨がそこに調整をされてともに達せられるというところに力を入れてまいるということは、これは私は一つの筋道ではなからうかということで、私、建設大臣のときに、宅地並み課税、非常に厳しい、激しい論の出たときでありますけれども、生産緑地法を制定させていただいたというのも、実はそのときの国会の論議においても御指摘をいただいたような線を私どもも十分当時の建設省としては考えてきておる、こういうことでございますので、その点は坂倉委員と考えるの相違はそうないのではないかなという感じを持っております。御指摘の点は確かにそのとおりである、こう考えております。

○坂倉藤吾君　まあきょうはこの問題を余り深く突っ込もうと思っていないんです。いずれまた連合審査その他でこの問題を専門に論議をする機会があるろう、こう思うのであります。

しかし、どういたしましてもいままでの実績等から考えても、この市街化区域内の農業に対する国の政策というものは何も当たっていませんね。むしろ、もう繰引きをしてしまったんだから、その農業は好きでやっているんだから自分で努力しなさいよと、こういうかっこうに今日までほうりっ放しにされてきておるといふのが現実だろうと思うんです。果たしてそれでいいんだろうかどうだろうか、ここをやっぱりきちっと見直してみるべき必要があるだろう、その社会的貢献度その他からいきまして、私は重要なポイントだと思ふんです。

それは全国的に見ましても、数量的にいけば二十万ヘクタールばかりの市街化区域内の農地、都市農地ですから、だからこれは率は少ない、こう言うけれども、実際にそこに人間が集中をして住んでいる、住んでいるところに対するところの農地のこの価値観というものについて、私はきちっと見直して、そこにもやはり農政の日の当たるような対策というものが立てられていかないといか

めのではないだろうか。これは価格政策の問題からいきましても私はひとつすべきだろうし、それから今日の農業の構造政策の点からいけば、ほとんどこれは手はつけられていない、放置をされている、果たしてそのままでいいのだろうか。ここへ向けて農住組合法でむしろそれを消滅をさしてしまおう、逆に言えば、そしてこの農住組合法が中身として示しておりますように、たとえば一ヘクタールなら一ヘクタールをこう切りまして、それ以下のところについては、これはもう自動的にどこかと集めてこなければあなたはもう農業を認めませんよという法案になっている、趣旨からいくと。しかも、それ以上の区画があつて、それを存続させようとするば当然宅地並み課税の問題が引つかかってくる、こういう仕組みになって、どんどんどんどん追いついていく姿、これがはっきりこの法案の中に私は出ていると思うんです。

そういう形をとらして果たしていいんだらうか。そこが、私は、農林水産省として今日の農業全体をながめた中でなぜこの法案に同意したんだらうかということについて疑問でかなわぬわけなんです。したがって、その辺をお聞きをしないと、こういうことで質問をしてきたわけなんです。また、それは発想は同じですと幾ら大臣が言われましても、どうも発想は同じじゃないはずなんです、ぜひとも私はこの価値観の問題についてきちっと見直してもらふべきだろう、これが一つなんです。

それから、いまのところ首都圏、中部圏、近畿圏のこの三つに分かれております。しかもこれは全体の市街化区域内農地のうちの約半数を占める、九万五千ヘクタール、こうなっています。したがって、そこを縮めてしまえば大勢が決まるんだらうという考え方なのかどうか知りませんけれども、少なくとも、それはど皆さん方が同意をし、これからこういうふうによつていった方が政策上よからうというのなら、なぜ中核農地まで拡大をしないのか——いわゆる中核都市です。中核都市まで拡大をしていかないのか、その辺がき

めて疑問なんです。三大都市に限定をしたということについても問題がありというふうに言わざるを得ない。したがって、中途半端なかつこの法案ではなからうかというふうに今日の段階としては指摘をしておきたい。もし、いま私が申し上げたことにさらに説得を要するというふうに判断をされれば御答弁をいただきます。

○政府委員(渡邊五郎君) 私どものこの都市計画制度と、農林水産省がこれまでとっております農振制度というふうな制度の土地利用に対する考え方について、多少食い違いがございまして、御承知のとおり、都市計画区域を設定いたしました十年以内に都市化するということで、したがって、農地制度上、これらの市街化区域の農地につきましては農地転用につきまして届け出制に移行したと。したがって、許可制を要しない、極端に申しますと、かなり農家の判断で農地の転用ができるという条件におきまして、そうした意味では、農振地域なりで今後優良農地として確保していく農地とそれらの農地との間に差がつくというふうに判断しておるのが一つございまして。

ただ、そうした市街化区域の農地におきましても、やはりそれぞれの地域の実情によりまして事業を、農業施策として行うべき施策は実施する。ただし、長期的な効用の及ぶような土地改良のような助成はいたしかねますけれども、災害復旧あるいは施設、短期的な効用の及ぶ機械施設の導入とか、病害虫防除、復旧事業等は当然実施していくという立場でこの制度のスタートをいたしたわけでございます。

制度の前提といたしまして、十年以内に都市化していく、都市化の整備が当然進んでいくということが私どもとしても前提として考えております。ところが実際にはなかなか都市化が進まない、あるいは整備がなかなか追いつかないというのが実態でございます。そうした中で、先ほど先生から御指摘のような生産緑地あるいは農地の転換につきましても、利子補給の指導事業等も行われまして、ただこれらはすべて都市の利用かまたは

農地的利用かいずれかの二者択一というふうなことを前提にするようなものでございまして、やはり市街化区域の農業者の立場からいいますと、農業をなお継続せざるを得ない事情というのかなり根深く残っております、また一方では都市的な対応もしたいという両方の要請を持っていることも事実でございます。こうした事実に対応することではやはり着目して、現実柔軟に対応するような制度的なものがあるべきであるというふうな考え方から立ててございまして、したがって、今回国土庁から提案されました農住組合法は、それなりの改善の策としては妥当なものというふうな私どもとしては考えるわけでございまして。

今回三大圏におきまして特にこの制度を実施するというふうな提案でございまして、私どもは三大圏における宅地事情等から、そうした問題提起自体は了解いたすわけでございまして。

中核都市の問題につきましては、今後国土庁なりからの考えに依りて、その段階において私どもも判断してまいりたい、このように考えておるわけでございまして。

○坂倉藤吉君 きょうは、先ほども言いましたように、そのことで深く突っ込もうと思つていまさんから、一応皆さん方の考え方は承つたということにしておきたいと思つてます。

食糧自給力強化に関する決議、これは前々国会、衆参両院で行われたわけですが、この食糧自給力強化に関する決議を具体的にどういう施策で、もって実行をしていくとするのか。もうすでに私は骨組みはつくられてきている、こういうふうな判断をするんですが、その辺についての大臣のお考えをまずお聞きをしたい。

○国務大臣(岡田高夫君) 食糧の安定的供給ということと農家の進展を図つてまいりたいということ、これは国政の基本であると認識をいたしております。このために、先般、年々外国からの食糧輸入、農林水産物資の輸入が膨大なものになってきておると、したがって自給力を強化しなければいかぬという当院の御決議をちょうだいしたわけ

けであります。その上に農地関連三法等も制定をし、あるいは改正をしていただいたわけでありまして。

したがって、当省といたしましては、八〇年代の農政の方向と農産物の長期見通し、長期展望というものを、これはもうぜひともしっかりしたものをつくり上げなければいけない、確立しなければいけない、こういうことで農政審議会に数年前から諮問をし、御検討をいただいております次第でございます。この答申が近くいただけるものと確信をいたしておるわけでございまして。こういう問題で長期展望の確立を図りまして国会で制定していただきまして農用地利用増進法等の積極的な活用をこれらどうして図つていかなければならないと、日本の農業の一番のネックと指摘されてきておりました、やはり生産性の高い、足腰の強い農業の確立という問題に努力をしてきておつたわけでありまして、なかなか規模拡大というふうな面についての施策の十分なる効果を期待し得るところまでいっていかつたわけでありまして。したがって、国会の御決議と農用地利用増進法等の関連法案の制定を機といたしまして、規模拡大による中核農家の育成といったような方向に大きく力をいたしてまいりたい。

さらに、需要の動向、これが大変重要な役目を果たすわけでありまして、需要の動向や、地域の実態に即した農業生産の再編成という問題も解決していかなければならぬわけでありまして。そのほか、農業技術の向上という問題でありますとか、あるいは優良農地の確保の問題でありますとか、あるいは水資源の確保等を通じて総合的な食糧自給力の強化を図つていかなければならない。こういうことで、私も就任以来、省を挙げてこの問題に取り組んでおるところでございます。

○坂倉藤吉君 考え方はいまお示しになりました。私は、むしろそれをさらに突っ込みまして、具体的に柱を立ててもらう話をいただける時期じゃないのかと、こう期待をして御質問を申し上げて

おるわけですよ。

○國務大臣(龜岡高夫君) 昭和六十五年度の農産物の需要と生産の長期見通し、これが基本にならうかと思ひます。したがひまして、この問題につきましてもいろいろ農林水産省としても取り組んでおるところでございますが、いま現在のところ、昭和六十五年度に向かひまして米と野菜は完全に自給をしよう、それから果樹、畜産物も相当高い自給率を獲得をしていこうと、八割から九割、牛肉は七割と、こういうこと。それから麦や大豆、これはもう外国からの輸入が年々ふえてきておるものといふことでござひまして、この輸入を少なくしていくことが自給力の向上といふことになってまいりますので、少なくとも小麦は、日本めん用の全部を賄うといふことを目標にしてまいっているところでありまゝ。さらに大豆は、豆腐、納豆、その一部という食用にしておるのは、全部内地産の大豆で賄つていこう、そういう目標を立てておるわけでござひます。さらに——大豆は、豆腐、納豆用の六割と、いま全部と申し上げましたが、六割の自給を図つていこうという目標を立てた。さらに、牧草等の飼料作物、これもできるだだけ生産を拡大をいたしまして、六割の自給力をつけていきたい、こういうことであります。

そのほか、中核農家の育成という問題につきましては、所有権の移転でありますとか、賃貸借のほかに作業請負、経営受委託という幅広い形態で規模拡大を図つていこうと。このために、各県あるいは農業委員会等の協力を得ましてこの目的を果したいといきたいと。中核農家が、日本農業の中でその割合を相当な部分を占めていくことができるように指導していこうと。

と同時に、やはり先ほど申し上げましたように、麦や大豆の大部分を輸入に頼ってきておる作目につきましては、できるだけ国内で賄って、日本の食用として使っている分の六割を自給をする。さらに飼料作物、これがもう本当に二千万トン近い輸入をいたしておるわけでありますので、飼料作物等を中心に、やはり今日までやってきており

まず転作等を中心にして実施をしていきたいと。

さらに、何といつても技術の向上、品種改良、
 こういふ面の努力がきわめて重要であるわけでご
 ざいますので、特に自給力の低い、弱い作目等につ
 いての品種改良、これはややといたしまし
 と、もう小麦等についてはほとんど試験研究が中
 断しておつたといったような事態もあるわけでご
 ざいますので、やはり技術者に意欲を与えて、こ
 うしてこの牧草やらあるいは小麦、大麦、大豆、畑
 麦あるいはえさ米といったようなそういうものの
 技術開発、品種改良、そういう点にも力を入れてま
 いりたい。そうして日本農業の持つ宿命と申し上げ
 すか、非常に狭隘なというで自給をしてまいるとい
 う困難な条件ではありまして、私は必ずしもこ
 は克服していくことができる、こういう確信の
 もとに指導をいたしておるところでございます。

○板倉藤吾君　ずっと、なかなか詳しく御説明を
いただいたわけなんですがね。大変問題があり過
ぎまして、一〇〇％自給率といって言われてきま
したのはいまでも過剰傾向の問題です。これはあ
たりまえの話でありましてね。現在過剰のものを
さらにという話じゃないでしょう。そのために米
の需給調整、その他が始まっているわけであり
まして、これは果樹、特にミカン等もそのとおり
なんです。むしろいま外国に頼っているわけは輸
入に頼ってやっているものをどういうふうに伸ば
していくかということが、これが自給力向上の基
本にならなきゃならぬのでして、それをどう具体
的に実践をしていくかという課題だと思ふんでき
ね。

そうしますと、いま大臣ずっと御説明をいた
だきました、どうも私どもの目につく資料、教
字を含めてなんですが、その辺が明らかじゃ
ありません。だからきょう私は御質問をして
おるわけなんです。それで端的に申し上げて、
これは先ほども言いましたように国会決議が
ありますが、その前に五十三年の一月、これ
は閣議了解で、「農産物の総合的な自給力の
強化と米需給均衡化対策について」という
のが、これが確立をされておる

はずですね。国会決議をまつまでもなく、むしろ自給力あるいは自給率、個々具体的な自給率、これらの向上の問題というのは、農業政策の柱になっていなきやならぬと思う。そういう立場からいえますと、私は自給力を強化をしていくということのは、幾つかの柱はあるけれども、大きく分けまして、当面する課題というのは、まず第一の柱として、この米の消費拡大だろう。二つ目の問題はこれは水田利用再編対策、いまとられてゐる課題だろうと。さらにもう一本の柱というのは、将来の世界の、これは大臣も言われましたが、世界の穀物の需給状況等を判断をしてみて、やはり日本における非常事態に備える、あるいは調整機能を十分に持つ、こういう立場からいって、いわゆる備蓄を一体どういうふうな、技術改良も含めてなんですけれども、確保していくのか、こういう課題であらうと思うんです。

さらにもう一つは、やはりこの能力、効力というものを最大限に生かしていく技術開発は当然これは伴ってくるわけなんです。私はそういう柱に基づいて具体的な農業政策の基本というものが展開をされていかなければいけないじゃないだろうか。そうしますと、いまとられてまいりました、たとえば米の消費拡大の問題、あと具体的にお聞きをいたしますけれども、消費拡大の効果というものとは一体どうなっているんだろうか、先行きどうなるんだろうか、こうしたことをもう一遍いまでやってまいりましたことだけに、そのことをきちと現実を把握をするという立場が必要

なんじゃないのか。そうして運動の展開時点と運動を展開をしてまいりました今日の状況と十分に比較をしながら、その中に何か問題を探り出すと、いうことが今日行われなければならぬだろうと、こう思うんです。いわゆる水田利用再編の問題にいたしましても、第一期を完了したと。第一期を完了した、これから第二期にかかる、こういう状況の中で、第一期の総括というものがきっちり行われて第二期というものが展開をされていかなきゃならぬ。そういう具体的な突っ込みというのは

今日あるんだろうか、ここが私はポイントじゃないかというふうに思います。そういう観点でのお話が残念ながら出てこないわけでありまして、そこに一つ大きな問題点があるというふうに言わざるを得ないと思う。

同時、いま現に諸外国に頼っているいわゆる
特に、現物なんですけれども、これにいたしまして
も、現物は、いま言われておりますのは、世界の
穀物需給というのは、在庫がもう一〇・七%と、
いわゆる一二%切っちゃって非常に危機的な状況
に來ている。しかも、これから天候その他のい
ろんな状況を判断をしてみたときに、非常にもう
危険ラインに來ているんじゃないのか、こういう
ふうに言われている。それだけに、日本の国内の
やはりこの自給力体制、自給率体制については明
確にしなきゃならぬと思つてゐる。

ところが、これは十月十五日の資料版です。これは確かに集約をした時点がずいぶん古いと思うんですね。古いと思いますけれども、この農業観測からいけば、世界の穀物需要については比較的落ちついているし、堅調だと、こう結んでいるんですね。果たして堅調なんでしょうか。いま危機感を訴えている段階で、これは十月の十五日号なんですよ。十月の十五日号のこの中に、世界の海外農産物の状況は堅調だと、こう総括をしている。これは少なくともこれを出す限りは、この時点の問題と今日状況というものは明確に指摘をしておかないと、これは誤解を生むんじゃないかもしれません。か。こういう問題が一つあります。

同時に、先ほど御説明がありましたけれども、穀物の自給率について、いま農林省が諮問をされておる段階の飼料というのは、これは一体どういうふうに想定をされているんでしょう。たとえば、五十三年度三四％の穀物自給率は、六十五年度については三〇％になっている。これで、自給の問題は一体どういうふうにこの中の努力といふのは行われていくのか、さっぱりわからないものであります。食用穀物の場合、五十三年六八％のものは六十五年も同じ六八％ですよ。こうなっ

ている。粗粒穀物につきましては、五十三年度二
等のやつは六十五年に三等になります。一等上
ります。長期見通しです。果たしてこれは、自給
力強化あるいは自給率を向上しよう、こういう立
場の意欲的な問題というのとはどこに働くのです
か。働いてはおかつ現状が上らないという分析
なんでしょう。私はさっぱりわかりません。その
辺はきちんとひとつ説明をしてくれませんか。
言われました飼料作物等の問題にいたしまして
も、飼料の自給率は、五十三年度二九％、これは
確かに少し上げて六十五年見通しは三五％にしよ
う、こうなっている。これは少し上がっている。
果たしてしかしこれだけの数字で、国会決議をし
、具体的に引き上げようとしている努力というのは
一体どうなっていくんでしょう。さっぱり私自身
はわからぬのです。ひとつ説明をしてくれません
か。

○政府委員(渡邊五郎君) 私の方からお答え申し
上げますが、まず海外の状況でございます。
昨年からのことしにかけては、世界の穀物の生
産は、確かにソ連等におきまます減産から、小麦、
飼料穀物等が前年を下回ったことは事実でござい
ますが、前年が史上最高を記録したというような
状況下に対しまして下回ったわけでございま
す。また大豆につきましては、生産が史上最高で
ございました前年度をさらに上回っているという
ような状況でございます。全体的に申し上げれば
前年よりは多少引き締まってきたことは事実
だと思ひますが、当面の私どもの考え方からす
れば、需給が特に逼迫する状況というふうには現
在を判断してはいないわけでございます。ただ、今後十
年なりの長期を考えた場合には、先々の問題とい
いたしまして、発展途上国におきまます人口増、ある
いは先進国等を中心とした畜産物の需要増に
伴います穀物需要の増加等の要因をはらんでおり
ます。将来におきましてのこれらの問題は、やはり
私どもなりに重要な課題として今後の食糧の安定
的な確保という問題は、この農政見直しと申しま
すか、需要見直しの中でも踏まえて、これからの

農政については考えていかなければならない。そ
うした意味でのこれらの備蓄の対策、あるいは
いゆる安全確保といわれるような問題に対する
対処のあり方というものを、現在農政審議会でも
御審議をいただいております。それから、自給率
でございます。先ほど大臣から逐一各作物につ
いての考えは申し上げましたが、私ども、その前
提になります。これからの日本の食糧の需要構造
の問題が実は大前提の一つでございます。それは、
従来この種の計画は欧米型の食生活へ移行する
ということを、一つの目標といひますか、ターゲッ
トといたしまして計画が組まれてまいりました。
欧米の一日一人当たりのカロリーが三千カロリー
と言われておりますが、それに近く、あるいは接
近するように、前の見通しでも二千六百カロリ
とか、その以前にはもっと高いカロリー水準で評
価してまいりましたが、最近の動向をつぶさに分
析いたしますと、日本人の食生活自体が二千五百
カロリーをもつて恐らく今後十年後も推移する
と見られる。比較的わが国におきましては、低カ
ロリーで、かつ、しかもその栄養構成におきま
していわゆるPFCと言われます、たん白質、脂
肪、あるいは炭水化物のとり方についてのバ
ランスを維持しながら、そうした食生活をこれか
ら定着させなければならぬ。したがって、わ
が国におきましては、従来の計画の考え方によ
うな欧米水準を一つの目標とした考え方ではなく、
日本型の計画目標を追求していかねばならぬ
い。

そうした意味でのこれからの米のあり方を考
えますと、やはり基本的には米を中心とした、
主食にいたしました日本型の食生活を基本にして
持っていかなければならない。ただ、現実的な
これまでの需要の動向からいたしまして、いまの
若年層がさらに高齢化していくような十年後を考
えますと、やはり、畜産物の増あるいは油脂等の
増というものについては、従来ほどでないにして
も、若干の増加をもつていくと、こういうよう
な想定で現在の需要構造を考えておるわけでござ
います。
したがって、畜産物等の増加は、二千五百
カロリーの枠内では、当然、炭水化物といひま
すか、穀類の消費の減と置きかわり起きてくる、
いゆるトレードオフの関係に立つわけでござ
います。米の消費の拡大に努めるとしても、や
はり米消費自体が、主食としての地位を持ってい
るにしても、減は免れない。それにかわります
畜産物——豚、鶏というような中小家畜の増加が
ございます。これらの中小家畜の問題でございま
すが、これらの増加は、現在でも飼料穀物——ト
ウモロコシ、マイロに頼る。わが国におきまして
これにかわるような穀物が現実にはない、かつ、計
画におきまして見通し得られるほどの飼料穀物を
算定したい現状におきましては、やはり穀物全
体についてわが国の生産水準を維持するにいたし
まして、これらの中小家畜の増に伴います飼料
穀物の輸入増は避けたいことというふうにか
えております。
したがって、飼料穀物と食用穀物とをあ
わせた穀物自給率としては低下することはあり
ますが、飼料作物全体に、一方大家畜を含めまし
た飼料作物の自給の水準につきましては、現状が
二九％でございますが、これはむしろ、牧草等
を六割近くふやしまして、三五％ぐらいにまで引
き上げなければならぬだろう、こうした観点で
私どもの自給の考え方を持っておるわけでござ
います。

また、これらの中身につきましては、いずれ農
政審議会の結論が出ましてから詳しくお話し申し
上げたのと存じております。

○坂倉善吉君 農政審議会、結構なんですけれど
もね。農政審議会に提出をされる資料はあなたの
ところから全部出るわけでしょう。もちろん、審
議会に加わってまいります団体の代表の方はそれぞ
れ調査もされ、資料をお持ちですよ。お持ちなん
ですが、一番中心になる資料は皆さんのところか
らお出しになる。そこに、農林水産省としてはど
ういうふうなここに重点を置いてどういうふう
にしていかなきゃならぬかということが一つの課題
になってそして審議が行われておると思う。そう
じゃなきゃ意味がない。
ところが、いまずっと説明をされましたけれ
ども、私はどうしても納得できないんです。な
ぜかといいますと、これは需要は確かに変化をし
ていくんです、需要は。変化をしていきますが、そ
の変化予測は、いままでの統計から見て、いま御
説明がありましたように大体予想がされる。その
予想がされることに対して自給力を強化しよう
ということ、その需要動向を当然根拠に置きな
がら、その中で占める割合をどういうふうな日本
の国内で上げていくかというところに問題があ
るはずなんです。そうでなかったら意味がない
でしょう。
そうしますと、先ほど申し上げましたように、
たとえば食用穀物で五十三年に六八％のものが六
十五年にさらに全然変化なしに六八％というわ
ゆる自給率というのは、一体どういうことなん
ですかとお聞きしておるんです。さらにまた、粗
粒穀物について五十三年二九％だということ。その二
九％のものが六十五年に三％、わずか一％、これは一
体どういうことなんですか。しかも、もとがパー
セントでやっていますと、それは一％あるいは同
じと、こういう話になるかもしれないんですが、現
在不足しているものが不足のままでもそのまま推移
していく。もともと少ない数字のものが一％上
ってどれだけの価値があるんですか。そこに農業
政策の基本というものがぐっと働いてこの数字
が変化が出てこないようでは、何のために金を使
っているのかという話になりますよ。その問題
を説明していただかないと、私はこれは納得で
きないんです。正直申し上げて。
たとえば大豆にいたしまして、生産量五十
三年度十九万トン、これが六十五年見通しでは四十
二万トン。確かに数字から言えば十九から四十二
に上がっていく。上がってはいくけれども、これ
は需要量に対して一体どれだけの価値があるん

出されまして、これが具体化に遂行されていっ
わけてございますが、この達成率、これはまあ今
部一〇〇名を超えているわけなんです、その達

成率を明らかにしていただきたいことと、同時に、この一〇〇%を超えて達成をしたということが三年間続いてまいりまして、その続いてきた一〇〇%以上になったというその結果を判断をしてみても、一体何が原因なんだろうかと、農家がこれまで積極的に喜んで協力をしたのかどうか、この辺は一体どう判断をされているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思う。なるべく二瓶さん簡単に。

○政府委員(二瓶博君) 第一期の五十三年から五十五年の達成率を明らかにしてくれという話でございまして、具体的に申し上げますと、初年度の五十三年度の達成率が一一・二%、五十四年度が一・二%、五十五年度は増額改定をいたしたわけでございますが、六月三十日現在の実績見込みでは一〇・七%という達成見込みになっております。

それから、この達成した原因は何であるかというところでございまして、これは最近のやはり米の需給事情、基調的に米が過剰であるというような問題についての認識、それから長期的に見てやはり農業再編成、農業生産の再編成が必要だというようなことが、転作をされます農家を初めとしたしまして、農業団体等関係者の方々に浸透しまして、それがこういう達成率という面に反映されているものというふうに理解をいたしております。

○坂倉藤吉君 五十五年度はもう出ているんじゃないですか。まだ出ていませんか。

○政府委員(二瓶博君) 五十五年度は、現在のところの最新のデータは六月三十日現在の実績見込みでございます。もちろん八月一日でいろいろ確認をするとかいろいろ問題がございますので、そういう面については集計を急いでおりますので、ございますが、まだ最終的にその段階のものが集計できておりません。

○坂倉藤吉君 私のところの県の状況からいいますと、六月段階では、全国達成率一〇・七%に対して一%低い一〇・六%だったわけです。それが確定数字からいいますと、確定数字というのは五十五年度概算払い時の集計になりますからね、これでいき

ますと一一・五%、高いところはこれは大変な数字を出しております。市町村別にいきますと、一三〇%を超えているところなんかざらに出てくるわけですね。こういうふうになってきた原因について、いま二瓶局長、農家の理解と協力が得られた成果だと、こういうふうには評価をされている。実際に歩み寄りになりまして、この転作について実際に理解と協力が得られてこうなっているというふうには本当にお考えでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 一般的に申し上げますと、私は先ほど答弁したことが言える、こう思っております。個々の農家一人一人に当たって、中にはあるいは必ずしもそうとまで言い切れない方もおられるかもしれませんが、総じて言えば、私が先ほど申し上げたとおりであると、こう理解しております。

○坂倉藤吉君 その辺がずいぶん違うわけでございます。いままで、確かに全国的にも、いま全国集計が、言われましたように全部一〇〇%を超えている。ところが中身は、政府の言っていることはわかった、おれたち一生懸命にやろう、こういう立場での態勢ではないはずですね。こういうたたる非難がある。こういうたたる非難の中にこの問題の数字が出てくる、ここがきわめて問題なわけでありまして、これは、いまの鈴木総理が最初に提起をされましたときに、その後引き受けてすぐにペナルティー問題が出ましたですね、達成の悪いところについてはペナルティーをと。こういうことで、これは撤回をされました。こういういきさつがある。これはこの委員会の中でも議論をした。

現実問題として、私はこの一〇〇%以上になっていることについて、評判が悪いのに一〇〇%以上になっていることについてはおおむね二つの原因があると思う。

その一つは、一番大きな課題は、これは具体的に地方農政局の問題に移ると思うんですが、あるいは県の農業担当のところの問題にもなるわけですが、

〔委員長退席、理事坂元親男君着席〕

実は国の方から県別割り当てがある、県でこれを地方別に割り当てる、こういう段階の中でいま一番具体的なものは、転作をしようとするれば転作に可能な水田をこれを編成がえをしなければならぬ、いわゆる圃場整備その他をしなければならぬ、いわゆる圃場整備の問題と合わさってこの水田利用再編の問題というものが行われているわけですね。当然の話であります。そうしますと、片方で転作に向かうような土地造成をしていかなければならぬという、こういう課題にどうしても資金を食ひ、その計画を優先してやってもらわなければならぬという課題とぶつかってくるわけですね。こういうような状況の中で、具体的にばそう

いう圃場整備事業を実施していくことに対して、おまえのこの転作目標に對するところの協力度合いは一体どうなのか、ここが一つの隘路になっている。言うならば、いわゆる政策ペナルティーが具体的に働きました、そして何としても目標は達成をしないとあの援助が受けられない、政策的援助が受けられない、だから、いやなんだけれどもこれだけはしなければいけぬなという、こういう形に展開をされているというのが今の状況じゃないでしょうか。この辺は私はきち

つと現実的な姿に立って把握してもらいたい。これは人情が働きますよ。批判的な農家、非協力的な農家、こういうのは余りめんどろ見てやらぬぞというのはあたりまえの話ですわな。協力をとんどんとしてくれるというところから優先をしてやりましょうやと、これがあります。これを一つ

の地域に取り上げてまいりますと、結局農家個人個人の協力度合いになるんですが、一つの同じ地域の中でAとBが協力をしないので全体の問題が達成しない、おまえたちが協力をしないから困るじゃないかと、こういう問題が地域の中では具体的に展開をされている。したがって、そういうこ

との積み上げがこれが一〇〇%以上に数字としては上がってきている。これは省としては、出した方針が具体的にいくんですから、数字の上から表を見ておれば、なかなかみんな協力をしてくれる

し、わが政策はみんなから支持をされているというふうに誤解をされているんじゃないか。実態と現実というもののついては私はもう少し突っ込んでもらいたい、これがまず第一。

それからもう一つは、たとえば私の三重県なら三重県に対して転作目標面積が入る、それに対して、どこでどう達成をしようかと、県段階として一〇〇%になれば省の方はそれでオーケーですね。そうなんです。ところが、一〇〇%を達成をしようとするれば、それをやはり細分化をしなければならぬというのとは国も同じであります。県も同じなんです。これは市町村も同じなんです。そうすると、それぞれの村の村の中で、たと

えばAという町の一つの村が四つ五つもある、この中で最初の一つの村が四つ五つある、必ずしも耕地面積が均等じゃありませんけれども、その目標に對して一三〇%やれば、二の

ところはこれは九〇%であつても、トータルとしてその地域が一〇〇%になればいいはずなんです。ところが、現実にはそうならないんですね。一三〇%やつたところは、一三〇%はそのまま据え置きで、そこは関係なしに二のところも三の

ところも一〇〇%やりますと後々支障が生じてくる。こういう仕組みになっているからこの数字が上がってきている、この二つの仕組みが私は押上げた結果だと思ふ。この点は、私は実際に上がってきている数字が満足すべき数字なんだというところで手放して喜ばれるんじゃないかと、もう少し掘り下げてその辺のところについての検討をやつてもらわなければいかぬ、こういうふうにか

○政府委員(二瓶博君) まあ水田利用再編対策、これはやはり農政上の最重要問題の一つだという認識に立っておるわけでございます。したがって、農林水産省所管の各種事業の中で転作をや

きものであろう、こういうふうを考えております。そういうようなことからいたしまして、水田利用再編対策に関連をします諸事業につきまして、限られた事業予算でもございまして、新規地区の採択なり継続地区等への予算配分に当たりましては、原則といたしまして転作目標を達成しておる市町村なり、あるいはまたたいし上げましたような関連事業の実施によりまして目標達成が確実と認められる市町村、そういうところの要請に優先的に配慮するよう地方公共団体を指導をいたしております。ただ、これは達成ということでございまして、超過達成の度合いに応じてというような指導は特にいたしておりません。なお、こういうことでこれは国全体なり県全体の目標達成という面で効果があったかと思っております。これは坂倉委員の御指摘の面があるかと思っております。このことがあるから超過達成をしたのである、この様相がすべてであるというふうには考えておらないわけですが、基本的には、私最初から申し上げましたような、やはり転作をやります農家なり市町村なり農業団体なりの米の需給事情や農業の生産の再編成、こういうものに対する必要性の理解というものが基本的にはやはり超過達成の主原因であろうというふうに思っております。

当に転作がいま日本にとってきわめて必要なんだという理解、そういう立場からの協力でしたら、私は転作作物の問題に関してもっと真剣に取り組まなければならぬ。ところが、現実問題としてはいまゆる補助金、これがついてくるからという理由が圧倒的に多いはずなんです。言うならば、まきっ放し、植えっ放し、こういうかっこうで今日名目上水田から他に移りましたという形のままで、熱が込もった耕作になり切っていない。私はこれは非常につまらないことだと思ふ。

なお、県が市町村へ、市町村が集落へというところで割り当てをやった際も、ある集落が一三〇畝、他のところは九〇でも一〇〇を達成するのにもそこまはり一二〇になつておるといふようなこともあろうと思ひますが、これもやはり相当基本的にはそういう面の理解というものが根底にあつてこういうことになつてきておるのではないかと、いふふうには理解しておるわけでございます。

これは幾つかの条件はあります。それはまあ後でも議論をしたいと思ふんですが、幾つかの条件が重なつていきます。重なつていきますけれども、現実にながめてみたときに、転作作物はその定着度合いから見て一体どうなのかという評価と絡んでくる問題でありまして、ぜひこれは突っ込んで現状把握をしてみらなかならぬと思ひます。残念ながら今日のわが県におきまふところの転作の状況からいひましても、そこまで熱を入れて真剣に、じゃ水田からこれをひとつ精いっぱいやるうじやないかというところに入つていないんです。残念ながら。そこに魂が込められるような対策が行われていきませんと、私は農政は大失敗を起すだろ。だから、補助金がなくなればもう一遍水田に戻りますよ、正直言つて。そういう状況のままだと、いのかどうかというところは私は真剣にや

さるに、これは別に反論をするわけじゃないんですけれども、いま転作に協力をしていふ農家の規模別の調査というものは行われましたか。もし転作に最も協力をしている規模別の協力度合いというものが明らかになつておるんなら、それをひとつお知らせを願ひたいんです。

これはいまお示しいただきました数字から見ても、〇・三アール未満の四六・四というの一番低いんですね。私はそこが問題だと思ふんです。したがって、そういう状況というのは一体何が原因なのかといへば、週休二日制、いわゆる専業、それから第一種、第二種、しかも雇用か自営兼業かと、こういうたてまえからいきますと、いまは第二種の雇用兼業が一番多いわけですね。圧倒的に多いわけですね、世帯から

家転作に御協力をいただいております。北海道が大体六万三千戸、都府県が二百七十九万五千戸というところでございまして。なお規模的に申しますと、全国平均では十五・七アールの転作、北海道は百四十二・六アール、都府県の方が十二・八アールという転作の面積になつております。これの規模別のというのはちよつといふ手元にございせんので、後ほど調製を……

それから申し上げますと、都府県のあれで見ますと、転作をした農家率でございまして、これが〇・三ヘクタール未満が四六・四、それから〇・三から〇・五ヘクタールの間が七二・二、〇・五ヘクタールから一ヘクタール、これが八四・〇、一・〇から一・五ヘクタール、これが八九・四、それから一・五ヘクタールから二ヘクタール八九・六、二ヘクタール以上というところが八八・九という農家の実施率ということになつておるわけでございます。

〔理事坂元親男君退席、委員長着席〕
〇坂倉藤吾君 ひとつそれを資料でいただきたいと思ふんです。で、いま挙げられました数字は、全体のやつたといへば規模別にだけ集まつたかという数字が出てくるわけですか。どうもそうじゃないように受けとめられるんですが、これはたとえば〇・三から〇・五の所有者がどれだけおつて、そのうちの何々が協力をしたか、こういうことになつておるわけですね。そうですね。——そうすると、その数字の一番高いところが協力度合いが一番よかった、こういうことに理解できるわけでしょう。

そうしますと、私はいまお示しいただきました数字から見ても、〇・三アール未満の四六・四というの一番低いんですね。私はそこが問題だと思ふんです。したがって、そういう状況というのは一体何が原因なのかといへば、週休二日制、いわゆる専業、それから第一種、第二種、しかも雇用か自営兼業かと、こういうたてまえからいきますと、いまは第二種の雇用兼業が一番多いわけですね。圧倒的に多いわけですね、世帯から

いきますと。そういう状態の中で、結局そういう兼業をしながら営農のできる規模、年寄り、あるいはそういう夫婦が共働きに行つておつて、しかも土、日をかけて耕作のできるような規模、こういうところがいま農家の圧倒的なあれですね。そういうところは自分の家の食ひおちだけはぜひ残しておきたい、こういうところで、そこが隘路になつていきますね、現実問題として。私は、そこを一体どういふふうにかから位置づけをするのかということがありませんと、水田利用再編のネックがそこです。せひその辺を整理をした上

これは私は前にもここで指摘をしまして、深追いはしませんでしたが、ちよつと五十三年の七月のこの委員会だつたと思ひますが、そのときに、ちよつといふの鈴木総理から中川大臣に引き継がまして、中川大臣が新年の初頭のあいさつの中に、いわゆる公務員の転作への協力問題というものを提起をされました。あいつの中で呼びかけられたんですね。そのときに、じゃ公務員が一体どれだけの土地を持ってるのか、何人の公務員がそういう所有者なのか、こういう問題があり、それがどういふふうにかの転作の中で協力がされていくのか、こういう点について現状をお聞きをしたわけなんです。具体的に返事がありませんでした。まだ今日の状況ですからそこまでなかなか調べがつかまへんという話で、私もそれは了解をしたわけなんです。

しかし、今日転作を進めていこうとすれば、当然一番国の政策を理解をし、しかも協力が得られる、こういう立場の展開から言へば、そこが一体どういふふうに変化したのか。これはきわめて興味を持たざるを得ないポイントなんです。そうしますと、私は公務員関係の協力というものは、実際に歩いてみまして、取り上げて公務員が協力しているという体制にはなり切つていない。なり切らないのは、先ほども言ひましたように、最小のと

これは私は前にもここで指摘をしまして、深追いはしませんでしたが、ちよつと五十三年の七月のこの委員会だつたと思ひますが、そのときに、ちよつといふの鈴木総理から中川大臣に引き継がまして、中川大臣が新年の初頭のあいさつの中に、いわゆる公務員の転作への協力問題というものを提起をされました。あいつの中で呼びかけられたんですね。そのときに、じゃ公務員が一体どれだけの土地を持ってるのか、何人の公務員がそういう所有者なのか、こういう問題があり、それがどういふふうにかの転作の中で協力がされていくのか、こういう点について現状をお聞きをしたわけなんです。具体的に返事がありませんでした。まだ今日の状況ですからそこまでなかなか調べがつかまへんという話で、私もそれは了解をしたわけなんです。

しかし、今日転作を進めていこうとすれば、当然一番国の政策を理解をし、しかも協力が得られる、こういう立場の展開から言へば、そこが一体どういふふうに変化したのか。これはきわめて興味を持たざるを得ないポイントなんです。そうしますと、私は公務員関係の協力というものは、実際に歩いてみまして、取り上げて公務員が協力しているという体制にはなり切つていない。なり切らないのは、先ほども言ひましたように、最小のと

しかし、今日転作を進めていこうとすれば、当然一番国の政策を理解をし、しかも協力が得られる、こういう立場の展開から言へば、そこが一体どういふふうに変化したのか。これはきわめて興味を持たざるを得ないポイントなんです。そうしますと、私は公務員関係の協力というものは、実際に歩いてみまして、取り上げて公務員が協力しているという体制にはなり切つていない。なり切らないのは、先ほども言ひましたように、最小のと

ころをもう確保していきまして、それ以上はもう私の方ではだめですよと、こういうところにみんな来ているわけですね。そこはもう進まない。

そうなりますと、いわゆるこれは中核農家への土地集積の問題にも関連をしてくるんですけれども、なかなかあちこちへ細かく残ってしまひまして、そして結果としては圃場整備その他の関係等を進めるにしても問題が発生をしてくるし、それからこの転作物の段階の中で、本来專業農家として、しかも余り分類をしようとする今度の方は努力問題から破綻を来すというところの方がむしろ強制的に協力をさせられるという、大変ゆがんだかっこうに今日移りつつある。こういうことを現実の姿としては言わざるを得ないんです。ここが私はきわめて大きな問題点ではないのか、こう思うんですが、その辺をきちっと分析をしておいて、そして新しい対策について私は立ててもらいたい、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) ○三ヘクタール未満の農家の中で転作を実施しておる、要するに協力しておるという農家が四六・四〇という一応の調査の線があるわけでございます。まあいわゆるこの辺であれば第二種兼業農家というふうなことでございまして、低いというの、やはり飯米農家でございまして、自分の食べる分だけは確保して何で悪いのだというふうなことがどうも根底にあるようございまして、こういう都市的な大都市等を含んだ都府県等におきまして、非常に配分その他転作の推進でも頭を抱えておるという実態があるわけでございます。この辺の問題につきましてはさらに詰めていかなきゃならぬかと思っております。

まあ公務員の問題につきましても、五十二年、さらに昨年の五十四年、率先対処を呼びかけておるわけでございます。そういう声に相当こたえてくれているものと期待はいたしておりますけれども、こういう公務員等も含めまして、やはりまあ二種兼業の農家の方が転作にどう協力していただ

るのか、その辺の実態なり、その辺の推進の方策というものは確かに大きな課題であらうと、かように考えております。

○坂倉藤吾君 ところで、第二期の基本構想、これは慎重にということでもこの前も大臣言われていますし、先ほどのお話の中でもまだすっきりしていないようですが、いつになるかはつきりするんでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 大体十一月の半ば以降に明らかにしたいという気持ちでおるわけでありま

○坂倉藤吾君 正直申し上げまして、私はこの二期がたな上げならいいんですよ。ぜひそうしてもらいたいと思います、むしろ。ところが、具体的にやろうとしますと、もういまだとえばわが県におきまして、麦作に少し力を入れようじゃないか、麦を。もう時期が来ているんですね、時期が。だから、これ早くしませんが計画そのものが立ちません。当初予測をされておりました計画でいくというところになるとこれまた大変な問題があります。したがって、この時期的な問題。確かに、この冷害対策で大変なことはよく承知をするわけでありまして、それだけにむしろ二期対策の基本的な構想というものは早く明らかにすべきじゃないんだらうか、この思うのでありまして、ぜひその要望にはこたえてもらいたいと思ひます。もつと練り上げてもらいたい。最短期をいたしましていつごろになりますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 重ねて申し上げますけれども、まあ来月の半ば以降という大体のめどで、各界、各層の御意見をよく聴取をいたしまして結論を出したい、こう考えております。

と申しますのは、やはりいろいろ学者の間におきまして、来年度の天候、気象等につきましても、冷害はまた続くのではないかといたったような説もございまして、さらには最終的な日本の収穫時期においての統計数字というふうなものも十分検討いたしまして結論を出していかなければいかぬと、こう考えております。

○坂倉藤吾君 繰り返すようですが、二期が遅く計画が出てきて、しかもそのことが、先ほども申し上げましたように、幾つかの政策ペナルティーに該当するようになる、そしてそのことが強要されるというふうなことが、こうになりますと、これはもう大変いろんな意味合いで農林水産省の使命が問われることになるだろう、こういうふうな判断をしておられますので、先ほど二瓶局長は、見通しをしつつ、そういうペナルティーという課題はなくて、協力のあるものについてや

いますけれども、これは、突っ込んでいきましたと、協力があるかないかというところが一つの尺度になるわけですから、そういう問題が具体的実践の中で出てきて、遅く決めた第二期計画が推進にめらぬようになりますとすれば、これはとんでもない間違ひになりますから、そういうことを十分に配慮をしておいてもらわなきゃ困るというところだけきょうは申し上げておきたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) もうお言葉のとおりでございますが、十年前から生産調整を実施を、特に先ほど局長から申し上げておりましたとおり、第一期水田利用再編対策におきましても、個々のケースにおいてはいろいろなことがあったかもしれせんけれども、總体的に見ますと、農林水産省が示してまいりました計画に對しまして、全体としては御協力をいただいてきたと。だからこそ、とにかく農家にとつてはいろいろの不満、不平、そういう中で、このことが強制じゃなくて、やはりお互いの理解のもとに、日本の特に米作農家の将来、さらには食糧管理制度の堅持といったような立場から、みずから守る一つの措置であるという、やっぱり農家の御理解、これがなければ私は第二期対策も円滑にいかないというところは十分心得ておるつもりでございます。したがって、いま、こういう冷害のとき、この第二期対策というものは避けて通れない問題ということとはみんなわかっていたらいておるわけでありまして、それから、その辺のところをどう調整するか、できるのかで

ないのか、その辺はぎりぎりのところまで検討をさせていただいて決心をしたいと、こういう気持ちでございます。

○坂倉藤吾君 次に、中核農家への農地集積の問題です。

これは農地三法のときに相当論議をされている課題であると思うんですが、まあ時間の関係もありまして私の方から申し上げておきますと、いま農業政策の柱というのは、論議をしていくときにおおむね專業農家中心に今日まで進められてきたわけですね。で、なるべく專業農家のにしていくためには、やはり農地規模その他も拡大をしていかなきゃならぬ。そういう意味で、中核農家への農地集積という問題がずっと柱になって進んできた。これはまあ前回提供された白書等からなめていきまして、そういう方向とは別に、今日の農家経営、農家を支えている主体というのは一体どういうふうに変化をしているんだらうか、こういうふうに見ますと、前から言われているんですが、たとえば五十四年度の場合の專業農家率というのがはわずかに二・五四。あんまり移動がありませんね、ここ当分。ほとんど專業農家数というものは変化をしていない。むしろ專業農家は、五十年に比較をしますと五十四年の場合減っているわけですね。五十年の場合は專業農家数は六十一万四千五百、これが五十四年になりますと五十九万四千五百、こういうふうなむしろ專業農家が減ってきているでしょう。そして逆にいきますと、一種、二種それぞれありますが、これが農家世帯の中の八八〇近くになっておいて、しかも二種兼業はそのうちの全体に占める割合として七〇〇近くになってきている。白書の中でも言っているように、兼業農家に相当軸を当てて農業そのものについての基本を置いていかないと間違ひを犯す、こうなってきたらいけない、どっちつかずになつておる。したがって、農業政策としては、專業農家は專業農家としてきちっと据え置くと同時に、農業の主体になつてい

一種、二種の兼業農

家に相当焦点を当てた農業政策というものが展開をされなければならぬだろう。

そういう意味から言って、中核農家への農地集積の問題というのは、一体今日段階としてどう評価をすべきなのか、将来にわたってどう評価をすべきなのか、こういう観点が一層再検討される時期にきておるといふに私は思うんです。いままで確かに中核農家への農地集積ということで来たけれども、果たしてそれでいいんだらうかどうなのか、それでそのことがきちっと達成ができていくんだらうかどうかというようなことが、私はきわめて今日段階として重要な課題である、こう思うんです。この辺についてのひとつ見解を聞いておきたい、こういうふうにいるいます。

○政府委員(杉山克己君) 農地の集積を図っていく場合、どういう農家を対象にそれを考えていくかということですが、確かに専業農家が一つの核になりますが、それだけが今後の農業の担い手というわけではないと存じます。その意味で、中核農家、いわば優秀な労働力を持って農業について意欲を持って生産を続けていきたいという農家を対象に考えるということが出てまいってきているわけでございます。

今日、中核農家という場合は、定義は御承知のように十六歳以上六十歳未満の労働力が年間百五十日以上就農している、そういう農家を中核農家と言っているわけでございます。これはおおむね百万戸程度あるわけでございますが、こういった農家に将来焦点を当てて農地の集積を図ってまいりたいというように考えているわけでございます。

その場合、実績をどう見るか、それから今後の動向についてどう把握するかということを見てまいりますという、御承知のように、農用地利用増進事業、これが昭和五十年以降かなりの流動化の実績を上げてまいっております。その内容をまた見ますという、全体としても実績が上がっていると同時に、それはいわゆる経営面積の大きい上

層農家へ特に集積が進んでいるというような実情にあるわけでございます。私も今後ともその農家数を将来何戸にするとか、あるいはどれだけの規模に持っていくんだというふうなそういう割り切った一つの類型的な発想でなしに、地域全体としての管轄のルール化といえますか、土地利用の合理化を含めた全体の地域の一番合理的な管轄の促進ということを考えてまいります場合、専業農家、それから兼業農家を含めまして、中核農家として考えられる対象を十分に把握してこれを育てていきたい。そのための制度的な流動化の措置としても、先般農地三法を改正して法的な根拠を設けたというふうなこともいたしておるわけでございます。そういうような考え方のもとに今後その施策を進めてまいりたい、こう思っております。

○坂倉藤吾君 もうあと時間がございませんで、これはいま杉山局長御答弁いただいて、現状はおっしゃるとおりでよく理解できていると思うんですね。ただ、そのままでいいかどうか、この辺について、先ほど申し上げたように、もう一遍検討してみたくありませんか。私、相当その問題に關しての意見を実は持っているわけでありまして、いずれまた機会を見て論議をしてみたい、こう思っております。

それから、最後になりましたが、実はこれも簡単に引き合す話ではないんですが、いま農林水産省の中でいわゆる食糧制度そのものについての検討が行われている、こういうふうに関き及んでいくわけですか。これは改正提案をされる意思があるかないか、そのことだけひとつきょうはお聞きをしておきたい、こう思うんです。

○政府委員(松本作衛君) 食糧制度につきましては、運営改善も含めまして全体的な検討をいまやっておりますのでございまして、関係方面の御意見等も聞く必要がございますが、私もまたいたしましては、やはり制度、法律問題も絡んでくるものというふうにご考慮するわけでございます。

○村沢牧君 ちょっと。時間が二分ぐらい残っているようでありますの

で、私はきょうは質問でなくて、次回の委員会で論議をするために資料要求をしておきたいと思うんです。

冷害については先ほどの委員会でもいろいろ論議をされ、それからまた、これからは論議をされていく問題であります。その中で特に救済公共事業ですね、これについてもいろいろと委員から質問もあり、要求もありました。この際、農林水産省は公共事業を早期発注をしてこたえていくから御安心くださいというふうな答弁をしておるわけですが、そこでこの公共事業というものは、冷害地に必ずしも公共事業があるとは限っておらないというふうな御答弁を。しかもまた、公共事業は今日まですでに個所づけ等も決まっております。だから、ある県の公共事業を冷害の大きい県へ傾斜配分することはできないと思ふんです。さらにまた、冷害の非常に激甚な地域へ他の地域の公共事業を持っていくわけにはいかないと私は思ふんです。

そこで具体的にお伺いしておきたい点ですが、たとえば農林水産省が予定しておる公共事業――構造改善事業もあるでしょうし、圃場整備もあるだろう、畑作も農道もあるでしょうが、冷害地へ果たして持っていくのかどうか。すでに冷害の調査もだんだん進んでおるわけでありすけれども、そこで要求をしておきたいことは、たとえば三〇%以上被害を受けた市町村に対して、その地域に皆さん方が言われる公共事業はどれだけあるのか、そのことを次期委員会までに資料として提出をもらいたいというふうな御答弁を。委員長にお願いたしますが、資料要求をしておきたいと思ふます。

○委員長(井上吉夫君) いいかな。○政府委員(杉山克己君) 個々の市町村についてどの程度まで詳しいデータがございませうか、ちょっと検討してみないとわかりませんが、できるだけ資料を整備して御要望にこたえたいと思ふます。

○委員長(井上吉夫君) 本件に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○中野明君 大臣が途中で御用があるそうですから、最初に大臣にお尋ねしておきます。

総理が、所信表明の中でも総合安全保障の推進ということを非常に強調したところからいいますと、この鈴木内閣の閣僚であられる農林水産大臣に、総合安全保障ということについての大臣の考え方というものを伺いたいと思ふます。

○国務大臣(岡高夫君) 総合安全保障の推進ということを経理が所信表明で申されておりますこととつきましては、御指摘のとおり、国の安全を確保してまいりたいというためには、防衛的な側面だけではなく、経済、外交を含めた広い立場からの努力が必要であると考えておるわけでありす。しかも、食糧は国民生活にとって最も基礎的な物資でありますので、その安定的な確保を図ってまいりたいことは、わが国の総合的な安全保障にとつてきわめて重要な課題であると私は考えておるわけで、そういう意味において、総理が、いみじくも総合安全保障の推進ということを内閣の重要政策の一つとして国民の前に明らかにされたことはまことに適切であると、こう考えておる次第でございます。

○中野明君 それでは、総合安全保障会議といいますが、どういう形になるかわかりませんが、当然そういう関係閣僚が、関係官も入れてそういう会議を持たれることになるのではないかと私も想像しておりますが、当然いまの大臣のお話にもありましたように、農林水産大臣は、この安全保障会議の重要な閣僚の一人としてお入りになる見

通しがありかどうかということですが、

○国務大臣(亀岡高夫君) 総合的な安全保障の観点から、高いレベルで食糧、外交、経済協力、エネルギー等の諸施策の整合性を確保するため、現在御指摘のとおりのような検討がなされておることは聞いておりますが、まだ具体的に私どものところには相対して来ておりませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、食糧の安定的確保は総合安全保障の重要な一環をなすものでありますから、前述のような具体策が固まるまでに、当然、農林水産省はその中で重要な役割を果たしていけるものと、この確信をいたしておるわけでありま

○中野明君 非常に、安全保障と言いますとどうしても防衛ということに論議が固まり過ぎ、華やかに議論されている。そういう陰で、ともすれば食糧という非常に大事な担当をなさっている農林水産大臣が、この総合安全保障会議に欠けるとい

うようなことがあったらこれは一大事でございますので、特にこういう移り変わる国際情勢の中では、恐らく食糧を外交の戦略の一つに使ってくる可能性というのは十分考えられる時代でもございます。そういう面では、これは大臣の先ほどのお話で大体私も安心しておりますけれども、ぜひこれはこの中へ入っていただいて、そうして十分国の安全保障の中での位置づけといいますか、農業の重要性というものを強調するそういう場所を確保していただきたい、このことを強く要望いたしておきます。いま一度御答弁願います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御趣旨の趣を体しまして、先ほどもお答え申し上げた線に沿いまして全力を挙げて努力してまいります。

○中野明君 それでは、きょうは私、林道関係のことについてお尋ねをいたしたいと思います。いま、林野庁は見えていますか。——それでは、林野庁の問題に入る前に、水産庁、一つだけお尋ねをしておきます。

いま政務次官も残っておられますが、先日全国の漁港大会が持たれましたが、この第六次の漁港

整備計画、これが五十数兆というような進捗状況で、非常に関係者が心配をいたしております。これの見通しと、そして第七次の計画、これについてのお考えをお知らせいただきたい。

○政府委員(今村宣夫君) 現在の第六次の漁港整備長期計画は、昭和五十二年開始から始まりまして、五十七年度末までの六年間に総事業費一兆四千五百億円で漁港の整備を図るという計画でございます。現在の状況を申し上げると、五十五年度末における計画の進捗は五十六兆になる見込みでございます。御指摘のように、計画の完全達成にはかなりの努力が必要であるという状況に相なっております。

私達としましては、財政事情非常に困難な事態でございますけれども、できる限り重点的効率的な事業の推進に努めまして、計画実施の効果を早期に発揮させるように努めていきたいと思っております。

新しい漁港整備計画の策定につきましては、現在関係者の要望が非常に強いことも十分承知をいたしておりますので、漁業の動向でございますとか、その他諸情勢を見きわめながら、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○中野明君 どうなんですか、かなりの努力が必要だというお話なんです、本場に現状のままでは計画は達成できるんですか、どうですか。

○政府委員(今村宣夫君) 五十六年度の概算要求が漁港につきまして一〇九・一二兆の要求をいたしております。これが満度に仮に認められたといたしまして、五十六年度の進捗率は七三・四兆に相なります。そういったと、五十六年度の概算要求は相当大きなものを認めなければならぬ、一〇〇兆達成というところは困難であるというのが現状でございます。

そういう状況で、漁港の整備計画は、ほかのもの、五カ年計画と違っていて、六年計画であるということもございまして、始まったのが一年遅かったということもございまして、現在のような財政状況にございまして、いま申し上げたよう

な状況に相なっておりますわけでございます。

○中野明君 財政事情が大変なときというのはよくわかるのですが、この漁港の整備というのは非常に困窮しておるというところを私どもも現場に行きって感じるわけでして、特に、予算が細切れにいつてくる関係で、せっかく予算で継続的に漁港の整備をしていくんですが、台風なんかやってくると、せっかくできたところがまたもとのもくもくになって、そして予算だけは確かにふえているんですけど、整備がなかなか思うように進まない。金ばかり食って同じことをやりかえていくというふうな感じのところもあるわけですね。そういう点、ぜひこれは強力に、予算のむだ遣いというところを防ぐ上からも強力に推進をしていただくと、そして早期に修築を仕上げる。改修を仕上げるという、そういう考え方で臨んでいただかないと、結局は予算がむだ遣いになる、私はこのように感じるわけですが、この点どうでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 漁港の重要なことにつきましては、私達もこれを十分認識をいたしてきているところでございまして、また、この早期達成ということにつきましても、今後十分な配慮と努力をいたすつもりでございます。今後可能な限り重点的、効率的な事業の推進を進めまして、計画実施の効果を早期に発揮させるように努力いたしたいと思っております。

○中野明君 では、林野庁が見えたようですからお尋ねをするんですが、四十八年から森林開発公団で実施をしておるようですが、大規模林業園の開発計画、この計画の概要と事業の実施状況、これを簡単に説明していただきたいんです。

○政府委員(須藤徹男君) 大規模林業園開発計画は、燃料革命等によりまして低位利用のまま残されておりました全国七園域の広葉樹林地帯におきまして、林業を中心とした地域開発を推進するた

めに、広域林道ネットワークの整備、計画的な造林の推進、森林レクリエーションエリアの整備等を総合的に進めようとする計画でございます。このために、その先導的な事業といたしまして、四

十八年度から大規模林道の整備に取り組んでいるところでございます。また、この地域におきま

す造林の推進等につきましては、各種関連施策等の積極的な活用によりましてその推進に努めておるところでございます。

○中野明君 この大規模林業園の開発計画の中で、林道開設事業、これが一つ実施されているように私も承知をしておるわけですが、現状のままでは果たしてこれ、計画だけはあるんですが、いっで果たせるのか。それぞれの地元では、大体この調子でいって百年かかるんではないかというふうな夢のような話も出てくるような現状なんです。林野庁としては、この目標を、一体何年ぐらいで達成しようと思っておられるんですか。

○政府委員(須藤徹男君) 先ほど申し上げましたとおり、四十八年度から先導的な事業といたしましていまお話しの大規模林道の整備に取り組んでおるわけでございますが、お話しのとおり、この進捗が大幅におくれであるということもござい

ます。昨今の財政事情等から、その推進につきま

しては非常に厳しい状況になっておりますが、この事業の重要性にかんがみまして、鋭意その促進に努めていきたいというふうに考えておりますが、当初昭和六十五年を目標にしてやっておりますわけ

でございますが、現在の状況を踏まえまして相当これはおくれるというふうに見えておるわけござい

か、私はそのように心配をしておるわけでありま
す。
そこでお尋ねをするんですが、俗にスパー林
道と言われているんですが、特定森林地域開発林
道、このスパー林道の見通し、そしてこれと大
規模林道開発の関連、これどうお考えになってい
ますか。

○政府委員(須藤徹男君) いわゆるスパー林
道、正式には特定森林地域開発林道と言ってお
るわけですが、この事業は、昭和四十年
度から全体計画二十三路線、総延長約千七百七十
メートルをもって開始されたわけでございます。
昭和五十四年度までに十五路線、延長七百二十九
・六キロメートルが完成いたしました。残る八路
線の延長四百四十一・一キロメートルのうち、昭
和五十四年度までに二百七十三・六キロメートル
を完成し、昭和五十五年度以降、実施予定延長が
百七十・五キロメートルという現状になっておる
ごとでございます。なお、このスパー林道と
それでは大規模林道の大規模林道との関連でござ
います。当時スパー林道は、当時未開発な
豊富な森林資源を開発するために、先ほど言いま
したように、全体計画二十三路線を開発改良する
ということでございまして、一方、大規模林道開
発の大規模林道は、広大な広葉樹林が残されて
おります。いわゆる旧新炭産地帯を総合的に開発
するために全国に七つの大規模林道を開発しまし
て、先ほど申し上げておりますような大規模林
道の開設に着手しておりますわけでございます。全
体計画が二十九路線でございますが、そのうち二十
路線につきましては政令指定を終わりました。現在
十八路線について事業を実施しておりますというこ
とでございます。

○中野明君 スパー林道が終わったから、スパー
林道に向けておった予算というんですか、それ
を大規模の方に振り向けるというお考えはあるん
ですか。
○政府委員(須藤徹男君) 私どももいたしまして
は、スパー林道の開設のための所要予算が今後

漸減してまいりますので、できれば大規模林道開
発林道の方に回してもらいたいという強い要望
を持っております。今後とも努力してまいりた
いというふうに考えております。

○中野明君 そこで具体的にお尋ねしますけれど
も、御承知のように、三全線が発表されて、地域
開発、地方の時代とか、定住圏構想とかいろいろ
言われておりますが、その中に四国西南地域も重
点地域として指定をされておるわけなんです。現
在行われております大規模林道構想もやはり
四国西南地域が入っております。国の基本的
な方針としても、この地域、特にこれは三全線の
中でも明らかに明示しておりますように、森林資
源とか水産資源、林業、農業、こういう関連でこ
の地域はこれからもっとやなぎいかめという
ことを強く書いておるわけなんです。ところが、こ
れを強く書いておるわけなんです。政令の指定を受
けて開発をされているわけなんです。極端な例を
挙げますと、四国西南の土佐清水・東津野線とい
うのがありますが、これが八十四・五キロの計画
が現在二・六キロしかできておりません。だから
進捗率は三・一、話にも何にもならぬ。二・六
キロぐらいつくっても何にもどうしようもない
という現状であります。これは、構想は非常
にりっぱなんです。構想と実態とは余りにもか
け離れている、こういう点について、三全線でも
相当森林資源の開発ということについての西南
地域の可能性ということを強くうたっている地域
でもあります。御承知のように、それはあなた
に申し上げても釈迦に説法のような感じになりま
すけれども、この林道というものを開発してい
たかなければこれはどうしようもない地域であ
ります。そういう意味で、四国西南地域のこの線に
ついてのお考え、ぜひこれは山村振興という上か
ら強力に推進をしていただきたい、このことを
最後に強く要望いたします。

○政府委員(須藤徹男君) ただいまお話しござい
ます。
した四国西南地域は、先ほど申し上げました全国
の七園域の一つでございます。この開発の
重要性というのは私も十分認識しております。こ
れでございますが、この西南地域におきます大規模林
道の路線数は六路線ございまして、そのうちの三
路線のうちの一つが清水・東津野線でございます。
御指摘のとおり、進捗率まことにこれはかばかし
くないわけでございます。四国西南地域の全体
として今後進捗を早めていくように予算獲得に努
力をしてまいりたいというふうに考えておりま
す。

○中野明君 私はまず最初に佐賀県有明地区湛
水排除事業の現状と対策について伺いたしま
すが、御承知のとおり、この地区はもう水害常
態地域でありまして、この有明干拓には全国各地
から農業を志す人々が三百九十世帯入植いた
しております。この方々は、住みなれた故郷を捨
てて生涯をひとつの土地にかけよう、そういう
心意気で、文字どおり専業農家として黙々と米づ
くりにいそしんでおられるわけなんです。けれど
も、雨季を迎えるたびに、隣接した有明海の
干満の差が非常にひどくございまして、干拓地
であるところから落差が少ない、そういうところ
でもう非常に排水が悪い、数日にわたり冠水する
というようないことが毎年繰り返されているわけ
ですが、これはとりわけ冷害と相まって近年まれ
に見る長雨で、圃場がもう完全に水没いたしまし
て、干拓以前の昔の海が再現した、こういうよう
な状況であつたわけでございます。こういう事
は、毎年冠水期間の長短はあつてもその繰り返
返しでありますので、特にこれはこれが長かつ
たために、この地域では収穫が皆無になつてい
る、こうなっております。これはもうすでに御承
知と思いますが、ことしの水害時には、農政局か
ら借り受けた十台ぐらゐの小さなポンプで排水は
いたしましたが、これでも、降り続く豪雨と上場から
の排水量が多すぎて、一向にその効果の兆
しが見えなかったということも聞いております。
ところが、今回地元の方々の積年の要請がようや

く突りまして、今年度は大型ポンプの設置がなさ
れるやに聞いております。具体的に今後のこの地
域に対する対策、事業計画の内容をひとつ確認の
意味も含めてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 全体的な、先生がおっ
しやられた有明干拓地区の地盤沈下対策事業とし
ての排水対策、これは実は建設省の河川事業でござ
います。詳細はあるいは建設省の方に別途お尋
ねいただければよろしいかと存じますが、私ども
承知している限りでは、只江川の地盤沈下対策河
川事業は全体事業費として三十三億四千万円、そ
れから五十四年度までは十八億三千五百万円、五
十五年度の事業費は六億五千万円ということにな
っております。その六億五千万円の中で、先生
がいま御指摘になりました新堤防の改築、それか
ら大型ポンプの製作、掘えつけというようなこと
が行われるというように承知いたしております。
私ども聞いておりますところでは、その五十六年
度も、五十六年度の雨季以前に掘えつけを行ひ稼
働させたいという意向であると承知いたし
ておるわけでございます。

なお、ことしの現に湛水したものの排水、これ
は私どもの湛水排除事業としてこれは行ひ得るわ
けでございますが、今回七月上旬梅雨前線豪雨に
よる被害につきましては、これはいわゆる激甚災
というところで、激甚災害に対処するための特別の
財政援助等に関する法律第二条、これによる指定
を受けておるわけでございます。その指定を受け
た事業、これは具体的には、農作物の被害を最小
限にとどめるように地元土地改良区が応急的に湛
水排除を行ったわけでございますが、これに対し
てすでに私どもの方では現地調査も終了いたして
おります。そして、排除に要した応急排水ポンプ
等の経費につきまして、約八百万円でございます
が、これは現在予算措置を講じるための手続を進
めているところでございます。

○中野明君 この件についてはひとつ鋭意御努
力をお願いいたします。
次に、ことしは例年になくこうした冷水害に伴

いまして、全国各地の自治団体から天災融資法適用資金の枠の拡大とか、あるいはまた自作農維持資金の枠の拡大、こういう要請が国の方に来ていると思ひますが、この点について、ことしの冷害はこうした近年にない悲惨な状態でありまして、こうした各地の要請に対して十分な配慮はなさっていると思ひますが、そこでこの天災融資法の発動は発動は大体いつごろなのか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(松浦昭君) 今次の冷害等につきましては、ただいま先生おっしゃられましたように非常に深刻なものでございまして、目下十月六日の現在で最終調査を実施いたしまして、この結果を踏まえまして、あわせて資金需要の把握も現在行つておるところでございまして、大臣も何回か申されましたように、できるだけ早くこの天災融資法の発動をするようにということで御指示がございまして、五十一年の場合には十一月の二十九日に政令の公布が行われましたが、今回はできるだけそれを早めて、十一月の十日から十五日の間に政令の公布をするようにということで最大限の努力をいたしておるところでございまして、

○中野鉄造君 どうかいま申しましたようなことで、農家の人たち、ひとつ一日も早くこの救済措置をお願いしたいと思います。

一例を挙げますと、佐賀県の場合の自作農維持資金融資枠というものが十億円、それと天災融資資金の枠が二十億円、合せて三十億円が出ておるはずでございますが、特にこの有明干拓C地区を例に引きますと、収穫皆無でいろいろな支払がある、生活維持のためにこの地区の大体一世帯当たり約百万円の資金が必要であると聞いております。この資金も、借り入れもしてまたどうしても借りたものは当然返さなくちゃいけない。これはもう全国的なことにもなりますけれども、そういう点を考えてみましても、共済金から出るお金はいただけたとしても、収穫皆無であれば、農家にかかってくるその負担というものはこれはもう大変なものであるということとはわかりき

つたことなのでして、そうした生活資金だけでなく、農機具、肥料、農薬代等の支払もあるでしやうし、そのためにまた借金をしなければならぬといふ、こういうように借金が雪だるまになつていくといふような現実があるわけですが、その上に、ほとんどの方々はすでに予約概算金を受けておられるんじゃないかと思ひます。これもまた返納していかなければならないと。ちなみに五十一年の災害のときには、こうした状況下にあつたわけですから、五十一年にはこの予約概算金に対する返納といふことはなかつたと思ひます。そこでお尋ねいたしますが、この予約概算金の返納についてどのような対処されようと思ひ

るのか。つまり、農水省告示三十四号というのが五十五年の七月八日に出ておりますが、こうした収穫皆無といふたような地域の方々に對して、この告示内容から見てどのような取り扱いをなされるのか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(松本俊作君) 予約概算金につきましては、これは現物を売り渡しを受けることを前提としてお払いをしておるわけですが、収穫皆無によつて現物が売り渡しができないというやうな場合には、来年度の四月ないしは五月までの時点において支払いをしていただくのが原則でございますけれども、この支払いができないやうな場合には集荷団体に代位弁済をしようといふことになつておりますので、この集荷団体が支払いをするというによりまして、直接農家からの支払いを延期することが可能であるといふやうに考え、そのような指導をいたしておるところでございます。

○中野鉄造君 こうした現状にかんがみまして、この点もひとつよろしく願ひしたいと思います。

次に、水産関係についてお尋ねいたします。政府はこの十七日の閣議で、以西底びき網業界の減船補償問題について正式態度を決めたわけでございますが、この減船規模を六十隻として一隻当たり五千万円、総額三十億の補償をする、こ

うやうやに決定して、以西底びき網業界の補償要求は減船一隻当たり一億円を示された。そこで、こうした業界の自主規制による減船、それに伴うところの漁獲量の減少は当然これは起こつてくると思ひますが、結局それが魚価にはね返りまして、国民の食生活へも影響を及ぼすのではないと思ひますが、一方また、やはり以西底びき網業界の健全な存続といふことは、これは国策としても重要なことであると思ひます。この辺の絡み合いを踏まえて、政府としては今後こうした自主的業界の再編成に對して十分な力をかけていただくべきじゃないかと思ひます。この点についてお尋ねいたします。

○政府委員(今村宣夫君) 今回の以西底びきの減船に對しましては、国はこれに對して交付金を交付することを考えておりますが、これは御存じのように、日韓兩國の長い懸案でございまして北海道沖の韓国操業問題につきまして政府間の交渉を行ひまして、その一環といたしまして、濟州島周辺の従来問題になつておりました規制問題について日本がどう対応するかといふことの問題として処理でございまして、したがひまして、以西の今回の減船は、いわば政府間の交渉、國際的な交渉の結果生ずる減船であるといふことに着目をして、たしまして減船の交付金を交付しようとするものでございまして、一方、たとえばカツオ、マグロ等の業界に見られますように、協会、団体が自主的にこれを減船を行ひまして、その業界の體質改善を図るという問題がございまして、

したがひまして、その起こつてくる事態の性格的な相違といふことはそこ当然あるわけでございます。私たちがいたしましては、カツオ、マグロのようには、國際的な問題の規制を受けて減船をするのではなく、その構造を強化するといふやういふ観点から減船を行ひます場合には、これに交付金といふことを考えるのではなくて、相互に共補償をすることによつて減船をしていく、その資金について低利融資その他の対応によつて十分これを援助してまいらる方針としておるところで

ございまして。

○中野鉄造君 一応いまの御答弁の趣旨はよくわかるんですが、やはり漁民の感情として、片方はそういうやうなことでいろいろ国から直接補償をしてもらへる、片方はそうした基金的なものから間接的な形で補償しかしてもらえないといふところが、やはりどうしても不満といふか、そういうものがあるんじゃないかと思ひますが、この点についてはどうでしようか。

○政府委員(今村宣夫君) 従来、国が交付金を交付しておりましたのは、御存じのように北洋のサケ・マスでソ連のクオータが急激に減らされたとか、あるいはまた日ソ、ソ日の協議によりましてクオータが急速に減らされたとか、あるいは今回のクオータは減つたわけではございせんけれども、國家間の交渉によりまして、好むと好まざるにかかわらず減船をせざるを得ないという状態に置かれたものに対して交付金を交付するといふことでございまして、団体がみずからその構造を改善するために減船を行うといふこととに對して交付金を交付したことはございせん。したがひまして、業界から見ると、何か以西には交付金が出ておられる自主減船には交付金が出ないのはおかしいではないかといふことがあるいはあるかもしれませんが、今回の以西が、もし仮に今度の日韓の問題としてではなくて、自主的に以西の構造を強化するために減船をするといふことであれば、これは交付金はとうてい出し得ないわけではございまして、そこに國としての対応に相違があることは私はやむを得ないことではないかと思ひます。しかし、業界が自己の體質を改善するためにこれの減船に取り組むといふことでありますれば、これは政府としても十分これに對応してまいらなければいけないことは當然でございます。農林漁業金融公庫資金の低利融資その他によつてこれを支援していくといふことを考えておるところでございまして。

○中野鉄造君 これとちよつとよく似た問題でございまして、もう一つはカツオの漁船、カ

でもとなくとも入漁料を幾らと云って一括支払うような、そういう方式をとっている国が南太平洋では多いというふうな事情に着目をいたしまして、昨年度南太平洋漁業振興基金というのを設けまして、入漁料の支払いに充てるための資金について利子負担の軽減の措置を講じてきたところであります。五十四年度に政府が基金に交付したお金が九億円であります。五十五年は三十三億円を計上をいたしておるわけでございますが、団体の方の基金造成がなかなかうまく進まないという状況にございますけれども、国といたしましては、そういう入漁料につきまして低利融資の措置を講じておるところでございます。

しかし、御指摘のように、カツオの消費拡大を推進することは漁業の操業の安定に資する上で非常に重要なことでございますので、私たちとしましては、いろいろと消費拡大対策を推進をいたしておるわけでございます。一例を申しますと、カツオの冷凍形態での流通を促進をいたしますために、カツオを産地で消費者の購入しやすいようにコンシューマーパックの一つの単位に処理加工しまして、これを消費地でそのまま市販をする事業でございますとか、あるいはカツオを利用した料理の材料に適したかん詰め、素材かん詰めでございますが、そういうものの消費定着を促進するたに、いろいろと料理講習会を開催する等の事業

先ほど御指摘のございましたサケ・マス協力基金三十七億五千万円の性格でございますが、これにつきましては、ソ連の母川国としまして、極東地区につきましては、ソ連の母川国としまして、極東地区の経費をソ連が出していただくわけでございます。また同時に、わが国が公海などにおいて漁獲しておりますサケ・マスのほとんどがソ連のサケ・マスでございます。したがって、ソ連のそういうふうなサケ・マスの増養殖に協力をするという観点で金を出していただくわけでございます。私は一般的な入漁料とは性格が異なるものであるというふうに理解をいたしておるわけでございます。

○中野鉄造君 おっしゃることはわかりますけれども、やはり漁民の感情としては、何か片手落ち

を引き續いて実施をしております。さきにテレビその他を通じて料理方法等について情報を提供するという事業も行つておるところでございます。いろいろできる限りの方法を通じてカツオの消費拡大については今後も進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○中野鉄造君　じゃ次に、全国の現在の漁業者の、俗に言中でも、小型発動機船による沿岸漁業者、俗に言う零細な漁業でございますが、こういう方々が非常にいま多いわけでございます。しかし、御承知のように、石油価格の高騰で燃費が高く、しかも、以前の木造船から最近ではプラスチック船に建てるといふことで、その価格も非常に高くなつております。まあこういう高負担の中で漁業を営んでおられますけれども、基本内て一般漁業主業活動は

になつてゐるような気持ちが非常に強いわけなん
です。直接入漁料を漁民の方々に支払うというこ
とはこれはやっぱりできないかもしれないけれども、
でも、何らかの形でそういったようないろいろなか
助成措置をひとつ今後御検討いただきたいと思ひ
ます。

先ほどちょっと答弁漏れがありましたけれど
も、こういった一連の減船に伴つて、当然それによ
り漁獲量も減つてくると思いますが、それが魚価
にはね返るんじゃないかという懸念がするわけなん
ですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 減船を行ったから直ま

か、その点お伺いいたしますに保護がなされているのか、どのような法律のもとに保護がなされているのか。

○政府委員(今村宣夫君) 沿岸漁業者の生産活動を保護する制度としてどのようなものがあるかという御指摘でございますが、まず漁業法がございます。それから水産資源保護法がございます。同時にこれらの法律に基づいて都道府県知事が漁業調整規則というのを定めることになっておるわけでございます。漁業法で申しますと、沿岸漁業者の漁業利益、これを物件と見まして、漁業権の免許制度あるいは漁業権の侵害に対する罰則規

定を設けておるところでございますし、水産資源保護法では、資源を保護培養して漁業の発展に寄与するために、爆発物でありますとか、有毒物を使用する漁法の禁止等の規定を設けておるところでございます。

また、都道府県漁業調整規則では、禁漁区、漁業期間あるいは禁漁の期間の設定等々の漁業の規制を規定をいたしておるところでございます。

○中野鉄造君 いまおっしゃったようなそういういろいろな法律の保護のもとに、漁民が本当に安全に、しかも心配なく操業ができればいいわけですから、それが最近非常に脅かされているというふうな現実があるわけでございます。年々こうした燃費の高騰あるいは漁獲の減少といったような中でさやかに生産活動を営んでいるのに対して、いま申しますような、その法律を犯している密漁が頻繁に行われております。関係漁協あるいは漁業者は、その被害に非常に苦慮しておられるわけですから、このわが国の密漁、漁業違反の事例にはどういふものがあるか、その点をお尋ねいたします。

○説明員(木村操君) お答えいたします。

底びき網漁業、カツオ・マグロ漁業、サケ・マス漁業、まき網漁業の無許可操業とか、あるいは許可内容の違反操業などのほかに、潜水器を使用したしまして不法に操業をするとか、あるいは外国漁船が領海内に侵犯操業をする、こういう事例がございます。

○中野鉄造君 潜水器漁業の密漁実態の具体例をひとつ挙げていただきたい。

○説明員(木村操君) ウニとかアワビ、サザエその他貝類でございますけれども、最近非常に需要も増大しておりますし、高価にもなっているというふうなところがございます。主として北海道の東部、三陸沿岸、瀬戸内海、九州沿岸においてこの種の密漁がございまして、潜水器を用いた密漁は、高速船を使用いたしまして、夜間計画的に行うなど、非常に悪質な傾向にございます。このため、廣犯海域において巡視警戒はもうろん、情報

収集、内偵、張り込みなど積極的な取り締まりを行っていただいております。

○中野鉄造君 もう時間がありませんで先を急ぎます。私の調査したところによりますと、この五十四年の、いま申されたいような潜水器漁業による違反を見ますと、全管区で六十二件あるわけでございます。その中でも九州の長崎、佐賀、福岡、これらを中心とした第七管区に地域でその約半数の件数、この管内で多いというわけになっておりますけれども、この特に九州方面の地域での密漁違反事例が多いのは、アワビあるいはサザエ、ウニを中心としたこういう魚介類の非常な宝庫である。この地域の生産者にとっても、それはそのまま生活権のすべてであると言っても言い過ぎじゃないわけですから、ここで長崎県の上五島の小値賀漁業組合漁業者の被害の例を引きますと、アワビについては、以前は二月半の間に漁業操業をやっていたものを、現在は十五日間に期間を短縮しまして、いわゆる資源の保全という意味から操業を短縮して、しかもまたその収穫も総トン数を決めて、そのトン数に至ると操業を打ち切ると。あるいはまた漁業の後継者や、アワビの保護のために稚魚を購入して育成するなどの、こういう努力をされているわけですが、それを密漁者は高速艇で、しかも船べりから海に飛び込むんじゃないで、船倉の中からアクアラングをつけて海中に入る。そして巧妙に計画的に、アワビの大小を問わず、もう根こそぎそれをかっさらっていくと、こういうような事例が非常に頻発しているわけでございます。

先ほども申しましたように、現地の漁師さん方は、もうアワビの十センチ以内のものはとらないようにして、もしそれをとってもまた海に放流すると。そこまでして保全をしているにもかかわらず、いかに小さいアワビでも何でも根こそぎ持っていき、こういうふうにして非常に生活を脅かされているわけでございます。過去には、全漁民が漁を休んで、そして全船出動でこの監視に当たったり、あるいは監視の当番制をいたして

おったわけですが、たまたま密漁船を見つけても、密漁船からいろいろな物品を投げつけられてけがをするとか、こういう事故まで発生いたしております。そこで、現在、小値賀漁港では、生産者一同の方々が話し合って、みずからの海はみずから守る、こういうことで、約二千万円の自衛船をつくりましてして監視に当たっておりますが、この自衛船の年間の維持費だけでも少なくとも約一千万円以上はかかるんじゃないかと私は思います。ことしのようになり不漁のときはその負担はまたさらに大きくなってまいりますし、この負担は今後とも生産者にのしかかって続くわけでありまして漁業者の生活権にかかわることでもありますし、またそれだけに、その密漁船とたまたま仮に接触した場合に、その警備船に乗っている人たちの漁民の怒りが爆発いたしまして、漁民の方からむしろいろいろな血なまぐさい事件さえも起きかねないというふうな、そうした非常に先鋭化した状況にあるわけですが、海上保安部を中心とした努力はなされていると思っております。こうした地域の監視取り締まり体制をひとつさらに強化をしていただきたいと思います。

この地域は佐世保海上保安部神ノ浦分室が担当しておりますけれども、監視員の人員の体制が現在のままで果たして十分であるかどうか、そこいら辺も、こうしたことにかんがみましてお尋ねいたします。

○説明員(木村操君) 御指摘のとおり、あの海域におきましては、宇久島に神ノ浦分室というのがございますが、さらにその上部機関といたしまして佐世保海上保安部がございまして、佐世保海上保安部もそのあたりの取り締まりには留意をいたしております。そのほか、この海域につきましては、この周辺の長崎海上保安部、それから福江の海上保安部と、このあたりも分担をいたしまして取り締まりに当たっている状況でございます。通常の場合にはそういうことでございますが、さらに必要に応じて、いろいろな事態が悪化した

ような状況におきましては、たとえば対馬に三十一メートル型の高速艇がございまして、そういうようなのを下げて取り締まりに当たらせるとか、あるいは福岡にも巡視艇がございまして、その他のいろいろございまして、そういう船艇を動員いたしまして集中的に取り締まりを実施いたしたいと、こういうふうな考えをいただいております。

○中野鉄造君 私の手元に、先ほど申しました警備船の船長をしている方からのお手紙も来ておりますけれども、本場に現場の漁民の方々としては生活がかかっているわけなんです、それだけに、どうかひとつこの点の取り締まりを強化していただきたいと思います。

重ねて聞きますけれども、地元の漁民の方々のこうした出動の要請があった場合にはどういふような体制で行われておりますか。

○説明員(木村操君) 地元漁業者からの要請がございまして、直接的には先ほどお話ございました神ノ浦分室の巡視艇が対応するわけでございますけれども、さらにその付近に配備しております巡視船もおりますので、要請の都度出動をさせていただいております。そのほかに、情報の収集とかあるいは取り締まりのために、要請以外にも配備いたしております。これまで五十年からこの九月三十日現在まで、要請がございまして出動した回数が七十八回でございます。その他哨戒を含めまして五百四十回の出動になってございます。

○中野鉄造君 こうした取り締まりによって検挙されたそれらの人々に対する処分の結果はどうなっておりますか。

○説明員(木村操君) 過去五年間の検挙件数でございますが、この地域におきまして十五件検挙いたしております。その処分結果を申し上げますと、四カ月ないし五カ月の懲役刑、ただしこれは執行猶予三年と執行猶予がついてございます。これが七件でございます。それから、一万円から二万円の罰金刑、これが六件でございます。それから次に、起訴猶予が一件、現在まだ処分が決まっておりますものの一件と、計十五件でございます。

○中野鉄造君 非常にこの数年、アワビとかサザエの市場での価格がいいことを目をつけて、暴力団が資金かせぎにしているということは、これはここに手元に週刊誌を持っていきますけれども、わずかに一時間三百万円のアワビを密漁して高速艇で逃げていったと、こういうような事実。これは三陸沖での事件ですけれども、こういったようなことも起こっております。いま申しますのは逮捕されておりますけれども、この岩手県の宮古漁港でのアワビ密漁、これでも明らかのように、いま申しましたように、わずか一時間ぐらいで数

万からのアワビをとって、これはそのときだけの被害がそうでありまして、過去の被害を合計するならばそれこそ数億円ではなかるかというようなことが言われておりますが、この場合も窃盗容疑ではなく、いわゆる漁業調整規則違反という県条例しか適用できない、こういうようなことになっております。いま御答弁がありましたように、どう考えても、こうした実害から考えてみまして、密漁に対する罪が軽いということが思われるんですけれども、これは法的に検討する必要がありますと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 御指摘のように、密漁に対する罰則につきましては、現行の罰則が密漁防止に効果的であるかどうかということにつきましては問題がございます。したがって、漁業法上の罰則を強化をしていくという陳情を私も受けております。漁業法は昭和二十四年に制定をされて以来ずっと罰則規定も直っておりませんので、そういう意味では、罰則が低過ぎるということが、御指摘のようなことがあると思っております。しかし、罰則は、御承知のように全体的な罰則体系との関連もございます。したがって、これらの点につきましては十分検討をしなければならぬ問題であると思っておりますが、漁業法を将来改正する場合におきましては、この点について私たちとしても十分検討をいたしたいと思っております。

○中野鉄造君 ぜひひとつ、いろいろな全体的な罰則とにらみ合わせてやはりこれは検討すべき問題であると思っておりますけれども、本当に悪いことをしたものがもうけるというふうなとりもつけと、鋭意御検討をお願いしたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) やはり漁業者は、自分の財産でございますから、これをいろいろな自衛的な措置を講じて守っていかれるということは、これは必要のことであると思っております。これは国が補償をいたしてやるかどうかにつきましてはいろいろ問題のあるところではないかと。やはり漁業取り締まりという観点に立ちますれば、これはやはり司法警察権を有する者が取り締まるということでございます。それから、海上保安庁等におきましては、特段の努力をお願いをいたしたいと思っております。

○中野鉄造君 どうかひとつ、そういったような漁民の人たちがよけいな負担をしていくというようないふことがないよう、より一層の取り締まり強化、そういったような点でもお願いしたいと思っております。

こういふような事実に関連いたしまして、これから先、二百海里時代あるいは燃油の高騰、魚の消費傾向、あるいは地域開発との調整などの諸問題を背景に展開される今後の水産振興施策について、いわゆる地方の時代にマッチした、地域の特性を基調とした強力な国の指導が期待されるわけでございますので、この点について二

つ、三つ質問いたしますが、いま申し述べましたような今日の課題を抱えながらの漁業となりますと、必然的に将来ますます栽培漁業の推進ということが望まれるわけですが、この点について、技術性、経済性、そして社会性、この三つが十分に整合されたものでなければならぬと、こう思います。この点についての御見解と、どのように指導をなされていくとするのか、お尋ねいたします。

○政府委員(今村宣夫君) 本格的な二百海里時代に突入をいたしておるわけでございますから、私たちは一つはやはりとる漁業から、つくり育ててまいるというふうなことに重点を置いてまいらなければならぬというふうに考えておるわけでございます。同時にまた、外国の二百海里内においての安定的な漁獲の確保ということもこれに並んで重要でございます。栽培漁業につきましては、すでに国におきまして栽培センターを設置をいたしまして以来、試験、研究を行ってきたおるわけでございます。それから、同時にまた県におきましては栽培センターを設置をいたしまして、鋭意その稚魚の育成その他の努力をいたしておるわけでございます。現在までに、サケ、マスはもとよりでございますが、クルマエビその他、そういう余り遠くへ行かない魚種の貝とかクルマエビにつきましては、これは非常に進展を見ているわけでございます。これは、地域によりましてそれぞれ特定の特色のあるという事業を実施をいたしておりますが、将来はタイのように相当周遊性のある魚種についての栽培というものをどういふふうにかえていくかということが一つのテーマであるかと思っております。これは相当広域にわたって回避をいたす魚種でございますから、これにつきましては相当の体制の整備等を図ってまいらなければならぬ問題であるというふうに認識をいたしておるわけでございます。

○中野鉄造君 以上であります。終わります。

○藤原房雄君 過日の委員会、そしてまたきょうも午前中から、深刻さを増しております冷害問題

についてはいろいろ議論がございました。私もあの調査団の一員に加えさせていただきまして、北海道、またみずから東北各地を回ってまいりました。五十二年と違って大変な深刻さがますます深まっておるのが現状だと思っております。過日もいろいろ議論がございましたが、まだ検討ということが非常に多い現状でございます。こういうことで、一時間もございませんから重複は避けるようにいたしたいと思っておりますが、確認という意味で、三問題を聞きたいと思うのであります。

最初に大臣に。このたび大臣も精力的に各地を回られて、その状況は私も聞きましておるところでございますが、今度の冷害を回られて、五十二年または四十六年ですか、にもありまして、大臣も政治家としてこういういままでの災害にも心を痛められてごらんになったらと思うのでありますけれども、特にこのたびの災害はいままでにない状況ということで、どのように御認識をいたしているかという点からまずお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御指摘のように、今回の冷害はことのほか激甚をきわめておりまして、特にこの冷害の影響で全国的にも冷害が及んでおるといふところに大きな特色があり、また特に厳しい、ひどいところは、青森、岩手、宮城、福島等、私行ってまいりましたけれども、もう本当に何百ヘクタール、何千ヘクタールというところが全く青立ち、一粒の米も実を結んでいないという惨憺たる状況を見まして、農家の諸君も飯米の心配をしなければならぬと、まず一番先に飯米を何とかしてほしいという声が、集まっておられた農家の方々が異口同音に叫んでおられた状況を拝見をし、また私参りましてまず驚いたのは、ああいふ黄色いたんぼ、黄金の波を打つような、まああんなに黄色いたんぼ、黄金の波を打つようなわけではございません。しかし、鳥が一羽もない、ツバメもいなければスズメもないということ、真っ先に、いつもこの辺は鳥はいないのかと反問し

たぐりの状況でありまして、それほど冷害が深刻であるということを確認をいたしまして、これはもう本当に全力を挙げて被災農家の対策に万全を期さなければいけないという強い感じを受けて実は帰ってきた次第でございます。

したがって、帰ってきますと早々に——五十一年度冷害に比べてもその後の統計情報部の調査によりましてほとんど被害を増すと、こういうことで、被害の調査の回数もできるだけ多く、そうして被害の実態を十分に把握して万全を思つてやうな対策が、被害データの方がお粗末であつたためにその対策が万全を期することができなかったというやうなことがないように、省を挙げてひとつ冷害対策に取り組もう、こういうことで奮勵をして取り組んでおる次第でございます。

○藤原房雄君 農林水産省の、大臣を始め皆様の御努力は私もそれなりに評価をいたしておるところであります。いま大臣のお話にありまして、この冷害といふのは障害型の災害といふことですね。五十一年のときには障害型といふところまでいきませんでしたから、時間がたつてからある程度回復したといふ面もある。今回は時間がたつてからだんだん深刻になった。しかし、経済情勢とか財政状態、いろんなことがございまして、冷害の実態、余り大きい声で叫ぶよりももう少し見ようじゃないかといふことが多かったわけですが、時間がたつてから実態がだんだん厳しくなつたといふやうな状況です。そういう点では五十一年とは大きく違ひまして、これは指数から見てもどこから見ましても、五十二年より一歩も後退するやうな対策であつてはならぬ。対策につきましても、当面する対策と、また長期的な、恒久的な対策といふいろいろあると思ひますが、いづれにいたしましても五十二年を下回るやうなことでなければならぬ。過日の委員会におきましても、それぞれの項目につきましても、それなりの御努力をなさつていらっしゃるやうであります。やいろんな面で変動もございまして、これを下回

るやうなことでなければならぬらうと思ひます。

特に、このたびの冷害は標高の高いところとか、地域的に、集中的に、皆無といういま大臣のお話がありました。収穫皆無というところが非常に多い、市町村でもうほとんど。三沢にも大臣いらつちやつたやうであります。あそこはもう九十何ばというところで、指数にすると一位になるのか、一位にもならないんじゃないかといふやうな、こういう状況でありますから、非常に集中的に、三割とか四割とかとれるならいいんですけれども、全然というところで、それだけに、こういう被害を受けているところにつきましても、深刻さといふのは、全体的な数値を見ましてもこれは大きな差がありますけれども、地域的に収穫皆無という、こういうところが、市町村が、地域が、部落が非常に多いという。こういうことは、飯米等の融通というものは、五十二年にある程度地域で考えたやうでありますけれども、これはもうそういうことはできないといふ。いま大臣もちょうとお話しておりましたけれども、こういうことを考えるにつけ、五十二年とは違つた深刻な状況にあり、それなりの強烈的な態勢で対処をしなければならぬと思ひます。私、山形へ行つてある八十年輩の方に聞きましたけれども、八十年になるけれどもこんな冷害はいままで初めでだと言ふ方がいらつちやいました。まさしくそのとおりだらうと思ふのであります。

各項目については、もう時間もございせんから私も一々お尋ねすることはできませんが、天災融資法それから激甚災害法の発動のことについてであります。

先ほどもお話ございましたが、六日の日に大体もう最終被害額といふものは集められておるやうであります。これは資金需要と農家の方々の希望と、それから政府の方のそれに対してどこまでこの財政の窮迫の中で準備できるかといふ、こういうこととの関連もございまして、農家の希望どおり全部入れられれば一番いいんですけれども、そういうことで天災融資法と激甚災害法、または

これに伴います自作農維持資金の確保ということ、これは農林大臣は農民を守る立場にあるわけでありまして、財政当局からいへば厳しい条件があるかと思ひますけれども、やっぱり農民サイドに立つてこれは一日も早く、そしてまたこの需要にこたえられないやうな確保のための最大の努力をしていただかなきゃいかぬと。そんなことはもう当然のことでありまして、まずそこらあたりの大臣の決意のほどをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 藤原委員仰せのとおり、私といたしましては、被災農家ができるだけ早く一つの方針を立てることのできる態勢をつくらなければならない、そして来年の再生産に取り組み勇氣を起すことのできるやうなところまでどうしても持つていかなければならないといふことで、どんなことがあつても五十二年よりも後退するやうなことをない施策を行わなければならない、こういうことで融資の確保、条件のできるだけの緩和等については全力を挙げていただいま折衝をいたしておるところでございます。

○藤原房雄君 それから農林水産省も、それぞれ諸官庁とお話ししながら被災地における雇用確保、救済土木事業等についての御努力はございしますが、これはもう報じられておりますやうに、被害を受けたところは非常に立地条件もそうよいわけでもない、積雪寒冷、こういうところが多いといふことで、長期にわたつて仕事ができなとかいろいろな隘路がございまして、その町村に合った仕事をきつとしないければ、実際は名のみあつて実体がなく、こういうことで、秋田等においては、申し込みを受けましたところ申し出た方が少なかったといふことも報じられております。私も各地回つて、やっぱり長期間働きの得ないといふことや賃金の格差やいろんなことのために、地元でせつかつくつてもいいことが言われております。このことについては、やっぱり私どもも、これはこのたびの厳しい冷害、もう皆無

ですから、こういう収入のない方々のために再生産、そしてまた来年までの生活を確保するといふことの、現金収入といふことのために、これはいままでのやうな施策ではどうも救済得ないのではないかと、特別な施策をしなきゃならぬんじゃないか、このやうに考へております。これはまた後ほどいろいろ御提言申し上げたいと思つておりますが……。

それから飯米のことでございますが、先ほど大臣もお話ございました、飯米を確保してくれといふほど非常に厳しい状況にあることはよく大臣も御存じのとおりだと思ひますが、この飯米も農家の方はおしなべて平均的には十月そこそこまでの飯米は大抵確保しておるわけでありまして、それ以降といふのはもう新米が出るわけでありまして、まあ皆無なんといふのはもうおおよそ想像してないといふ、こういう現状の中にありまして、もう間もなく飯米もなくなつて、十一月に入りまして、もうどうしても手当てしなきゃならぬといふ。いろいろいままでの農林水産省のお話を聞きますと、いま各市町村でその需要状況とか実態調査をいたしておられて、それが県に上がつて、県から農林水産省というやうなやうであります。また、食糧法との関係がございまして、右から左といふわけにいかないやうな仕組みになつていましてあります。現場に参りますと、その手続や何かといふのは大変な手続が要するやうなんですけれども、農家の方がお金を出して米を買わなきゃならぬといふのは、これは実は大変なことではございません。せつかくこれを一年の据え置きとかいろいろな措置はされておるんですけれども、さつき申し上げた、ある地域、ある町村、集中的に収穫皆無という、こういう厳しい現状の中で、この飯米に対しましてもいままでの措置だけでは救えない。飯米対策も早急に対処のできるやうな施策がぜひ必要だと思ふんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(松本作衛君) 被災農家の飯米対策につきましても、ただいまお話がございましたやう

に、食糧庁といたしましても、早急に需要量を現
在市場と県を通じて徴収しておるところ
でございます。それがまとも次第、県、市町
村のルートを通じて卸売価格によって代金を一年
間猶予できるという前提で米の売り渡しをしてま
いりたいということで、せっかく準備を進めてい
るところでございますので、ただいまの御指摘も
ございまして、早急にこの手続を促進するよう
に努力をしたいと考えております。

○藤原房雄君 金額のこととかそういう流通経路
とか、そういうことはいろいろ御配慮いただいた
ことはよく知っておるんですが、とにかく、事務
の繁雑さ、こういうものもできるだけひとつ簡素
化して、さっき申し上げたこういう現状を踏まえ
まして、ひとつ早急に農家の方々、希望する方々
の手に現物が一日も早く入るような施策を必要と
するということを私言っておきます。農家の方々
が希望する飯米を手にするということを早急にで
きるような事務上の簡素化とか、そういうものの
手続上の問題についてひとつ御検討いただきた
い。一日も早く手に渡るようにしていただきた
いと思うんです。

それから、まあいままでも過剰傾向にありまし
たから、余り問題はなかったんですけども、自主
流通米が、最近協議会等での話もなく、いまの
ところ値上がりになっていくということがあるわ
れとおるわけでありまして、生産者米価が値
上がりになったことに伴ってのことだろうと思
いますけれども、自主流通米の価格決定というの
はそれなりに私も理解しておるわけでありまし
けれども、それが余りこういう冷害ということの中
で常識を逸するようないふうがあるならば、これ
は問題だろうと思うんです。この自主流通米が値
上がりになっているというふうな現状等について
は、農林省としてはどういふふうな把握してい
らっしゃいますか。

○政府委員(松本作衛君) 自主流通米の価格交渉
につきましては、集荷団体であります指定法人と
卸売業者との間で現在具体的に話し合いが続けら
れておる段階でございます。一部のものにつしま
しては決定されたものもあるようでございま
すが、漸次、各産地銘柄別に話し合いが続けら
れておる段階でございます。

今年には生産者米価の引き上げがございました
ので、それに絡んで自主流通米の価格もある程度
の上昇が見込まれておるわけでございますが、集荷
団体及び卸売団体とも、この自主流通米制度は長
続きしていかなければならない制度でございま
すから、そのような安定的な取引を果たすために、
価格につきましても良識のある価格水準で話し合
いが続けられておるものというふうな考えでござ
いまして、無謀な値上がりというふうなことは十分
慎まれているものと理解しております。

○藤原房雄君 その点、地元ではいろいろ問題が、
問題というのか、心配の筋がありますので、ひとつ
御配慮していただきたいと思うんです。

時間です。それから最後に申し上げますが、農家の方
々が異口同音に言うのは、第二期の減反計画です
ね。水田利用再編対策に対しての危機感というの
が、一番大きいわけで、北海道に参りましたとき
に、これが冷害、冷害ということで余り騒ぎまし
た。そういふところで米をつくるからという言葉
はね返ってくるんじゃないかと、大変だということ
で、東北におきましては、やはり山間地、高冷地帯、
こういうところでも非常に気にしながら現状を訴
え、いらっしゃることだと思っております。午前中
の質疑にも、水田利用再編対策については農民の
理解を得ているというお話でありまして、まあや
むを得ずということでも来たかと思っております。
これはいろんなバランスの中で行われていると思
うのであります。一つは奨励金の問題、それから
また、転作をするといふことも、その土地に合
ったものという、まあこれはなかなかむずかし
うございまして、北海道の北見で、相当転作を
ましてタマネギを植えました。ちよっと作付面積
が多過ぎるということになると、去年のように大
暴落といふことも、価格がすぐ下がってしまうと

いう、こういうことで、同一種のもの的大量に転
作をするというわけにはいかぬ。北海道のように
大きな面積を持つていられるところは、どうしても
作しますと面積が大きくなるわけでありまして、
これも、こういういろいろな条件がございまして、
そういう中で農民は今日まで苦勞しながら、奨励金
と、それからどういふ転作物がよいのかという
ことで苦勞しながら今日まで来ているのが現状で
す。

そういう中で今度冷害を受けました。稲作だけ
ではなくて畑作についても大変な被害を受けたわ
けであります。本来稲作をしておりましてそれ
なりに共済制度等があったわけですが、畑作に
転じたために、共済制度も、これは共済制度
があるんだから入れないじゃないかと言いかも
しませんが、転作物面積ということになりますか
ら、これはなかなか共済に積極的に入らうとい
うこと、これはなかなか手続をしておらぬ、そこ
までの理解もない、こういうことで、こういう冷
害が、ありますと本当に二重三重にいろいろなこ
とが重なるといふのが現状です。

こういうことから、第二期のこの対策を講ずる
ということ、これを推進するということになります
と、やっぱりそれなりに環境整備といふことも
よくいままでも農林省の担当の方々が言ってお
りまして、水田利用再編対策に協力しても稲
作をつくっておるよりも収入減にはならない
という形で進めていきたいというふうなことも
よく言っておりますけれども、現実こういうこと
に直面しますと、二重三重のパンチを受けると、
こういう現状の中で、来年また再び過重な減
反が強いられるということになりますと、農家に
としましてはこれは大変なことだと思っております。
ここの減収面九十一という指数を概算しますと、
農林水産省でもいろいろ数字を出しているんだ
と思っておりますが、時間がありませんから一々聞
く時間はないんですが、およそ百万トンとし当初
画よりも減収ということになりますと、少なくとも
も二十一万ヘクタール減反したと同じような計算

になるわけですね。限度数量に達しない。こうい
うことから言いますと、来年はもうこんな見
合わせるのは、農家と農民の立場に立ちますと、
この負債をはね返すためにはやっぱり営農が中心
になるということから考えますと、これは当然の
ことだろうと思っております。さらにまた、一回冷
害を受けました三年、四年はどうしてもその後遺
症が残ると、こういうことから言いたしまして、や
っぱり農家経済というものを考える農林大臣、農
林水産省という立場からしますと、できるだけ第
二期の減反政策についてはこれは慎重の上にも
慎重、まあ大臣もいろいろ勘案して今日まで検
討し、そしてそういういろいろなことの上から十
一月中旬に発表したいということも午前中言っ
ておりましたけれども、これは本当にいままでの
中で、どうしても来年はこれは凍結ということが
農業団体からも知事会からもいろいろ言われて
おりますけれども、これは本当に考えてもらわな
ければならないことだと思っております。

そしてまた、このたびの農政審から出されまし
た八〇年代の農政の基本方向、こういうものを
見まして、中核農家の育成とか、こういうこと
がまた言われているようにあります。北海道は北
限地帯だからということだけでいままでのよう
な比率でやりますと、これは機械化によって大
規模の営農をやっている者に対して、合理的な
営農を進めていこうと、合理的な営農を進め
ていこうと、合理的な営農を進めていこうとい
うことになり、いままでも一度こういふ大
きな冷害に遭った中で、国際的にもいろいろ需
給関係のむずかしい中でありまして、これは
慎重な配慮が必要だろうと私は強く大臣にも
申し上げて、検討のひとつ大きな材料にしてい
ただきたいものだと思うのであります。

私は、そういうことで、これから今日までと
られました対策、五十一一年をさらにひとつ大
きく推進させるような形で金融政策やその他の
対処をしましてお願いしたい。それから、これ
から進められようとしております第二期の減
反政策につきましても、これは新たな視点から
ひとつ考え直していた

だかなければならぬ。また、長期的に見ますと、耐冷性品種、そのほか、こういう冷害の中でもある程度防衛できた農家の方々もいらっしゃる。こういう中で長期的な対策をきつと組まなければならぬ、講じていかなければならぬ、こういうことで、対策また指導、こういうことに万全を期してこのたびの冷害に臨んでいただきたい。本場に農業を守るといふ立場に立っての農林大臣の決意のほどをききとお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(井上吉夫君) 時間が参っておりますから、簡明に願います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御指摘をいただきました点に十分注意を払いましてやっております。考えておる次第でございます。

日本の将来の農業という、農政という立場から考えましても、午前中から申上げておりますとおり、第一期の水田利用再編対策は、各界各層、農家の方々、農業団体、県、市町村の協力を得て、とにかくも厳しい条件の中で、本場に農家にとっては、まあ何と申したいんではないか、もう米づくりに意欲をかけておいたその米づくりができないという、非常に気持ちの上からも農家の気持ちに反するような水田利用再編対策をやらなければ、とかく米の過剰ということで、農家を守ってきた食糧の制度そのものにも大きな影響を与えてくるということで、第一期計画は協力を得てなす遂げることができたわけでございます。

いよいよ第二期ということになりましてこの冷害と、こういうことでございまして、国会から、先ほど御要請のとおり、自給力を片方では上げると、こういう強い御要請もある一方、農政をもっと明い、見通しのきくものをつくれ、こういう厳しい御要請、それからこれら勘案いたしますとき、米の需給のバランスをとっていくという施策は避けて通れない、こういう気持ちを私としては持つておるわけでございますが、しかし、政治でございますから、よくこれからは被災地の方々のお気持ち、関係者の方々のお気持ちを十分に承りまして、そうして十一月中旬以降に自分の決意をしたいと思います、こういう考えでおるわけでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

○下田京子君 大臣、きょうは北海道農業ということで、特に幾つかの点にしばってお尋ねをしたいと思います。

大臣も御承知だと思ふんですけれども、北海道農業と言えは米に酪農に畑作、これが三つの柱になっております。こういう中で、減反率が、お米の場合特に四三・六〇という高いことになっていて、これから本場に酪農も過剰だ、畑作も低迷しているという中で、皆さん非常に苦慮しておられること、御存じのとおりだと思ふんです。

そんな中で、北海道の冷害は一体どんな状況なのかということなんですけれども、率直に言います、私実は九月に留萌、それから名寄とか士別の方に行つてまいりました。あと、もう収穫時期になってまいりましたので、先週十月十六日ですか、農水が終わつた後、同僚議員の小笠原議員と御一緒しまして、胆振地区の鶴川あるいは日高管内の平取、石狩地区の江別、当別、こういったところを見てまいりまして、懇談もしてきたところなんです。

その中でまず出されたことは、大臣は東北に行つたけれども北海道にどうして来ないんだ、北海道の冷害の実情、そして北海道農民の冷害の中で、これから先農業をどうしたいかというそのことについてどういう理解を示しているのか、こんなことが出されました。そして同時に、北海道の冷害の問題については大変な実態であるというふうな、これは東北各県とも同じようなところがあります、またさっき言いましたように、減反率が高い、地域によってはもう六割も減反しているなどというふうな状態もありますだけに、専業であるということも加わって、また別途特別な窮状があるということも私は理解できたわけなんです。特に鶴川では二・五分作、平取に行きましたら三・五分作というふうな状態でございます。こ

ういう状況の中で、さらにまた減反が拡大されたら大変だ、こういうわけなんです。だから、二期対策の関係もございまして、とにかく北海道にこれ以上もう減反の上乗せはしないであつて、これが道民の皆さんの一致した声であるということ、これを私はかわつてお伝えしたいと思ふんです。つまり、九月の十一日に全道で農業の関係諸団体が集まりまして、これ以上の米減反拡大はやめてくれという危機感突破大会が開かれております。こうした北海道農民の声に大臣どうおこたえいただけるのか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 実は下田委員も御承知のとおり、私は昭和二十年代から北海道積雪寒冷地帯の雪と寒さにあえぐ地帯のもろもろの問題と取り組んでまいつた次第でございます。北海道も大臣就任後はなかなか行くチャンスを得ておりませんけれども、北海道の事情はよく心の中にきちんとしておるつもりでございます。

御指摘のように、今回の冷害に当たりまして、北海道の受けた打撃というものが金額にして一千億に近いく、こういう実情でありますから、それは被害を受けた農家の方々がいま申されたようなお気持ちでおられるということは私も万々承知をいたしておる次第でございます。したがって、一番先に御指摘のありましたように、稲作だけじゃないと、畑作も非常な被害を受けておると、しかも北海道は畜産と米とそれから畑作物と、こういうことを柱にしてやってきておると、しかるところ畑作関係の被害も大きい。ところが、米のようには共済の徹底が、まだまだ畑作共済は実施したばかりでございます。農家の中にしみ通っていない、こういうこともよく存じておるわけでございます。したがって、今回の冷害対策に当たりまして、北海道につきましても、内地と同様、その対策の万全を期するために全力を挙げなければならぬ、こういうことを指摘いたしておるところでございます。決して北海道を軽く見るというふうな気持ちは全くございませんし、しかも、第二期水田利用再編対策につ

きまして、これはこの間も北海道放送の場を通じて北海道の農家の方々に申し上げておいたわけでございますけれども、第二期対策についてはよく各界各層の御意見を伺つて、そして将来の日本農政の発展、充実にプラスになるような形で進めていきたい、こういう気持ちでおります。その内容については十一月の中旬以降に結論を出していきたい、こういうことでございまして。

○下田京子君 大臣、北海道を軽く見ていない、こうおっしゃっておりますけれども、とすれば私がいま聞きましたのは減反率が四三・六〇でしゅう。だから、二期転作の話は別、これ以上とにかく拡大するなという御要望にどうおこたえるのか。時間がございせんから、それをよく考えていただきたい。いまおっしゃっているように、北海道を軽く見ていないというのでしたら、実際にそれを政治で示していただきたい、こう思ひます。

同時に、いま大臣が、ちょっと言葉の端をつかむようで恐縮なんです、冷害についても内地と同様にやりますよということなんです、内地のこととはちよつとおかしいと思ひますね。やっぱり他の都府県並みということなので、これはちよつと指摘しておきたいと思ふんです。

以下具体的なことでございけれども、大臣言われましたように、北海道というのは雪と寒さの中で、つまり大変な積雪寒冷地帯です。そういう中で、実際に救済事業のお話もこの前もやりましたけれども、大臣は既決公共事業の中で十分だと、いろいろ検討したけれども、それしかないんだと、こうおっしゃっておられます。しかし、だとすれば、せめて既決公共予算の中でも、仮に農業基盤の問題にしましても、それを第三四半期に限つて、こうなつておりますけれども、とにかく前倒して全部いまやるようなことを仕組んでもらえないかという声が、道庁初め関係者の方々から出されたんです。具体的な数字を申し上げますと、これはもう御存じだと思ふんですけれども、第三の四半期契約目標では、農業基盤に限って特

別枠救農事業として全体で二百億組みましたね。北海道の場合にはそのうち三十二億八千万円というところになっているわけですね。しかし、全体の農業基盤の公共予算がどのくらいあるかと言え、一年間全体で北海道にいくのは割り当てになっているのが九百六十二億円で、第三の四半期分まで見ますと八百八十五億円で、これは全体の中で九二％になります。残りが七十六億五千万円あるわけですね。ですから、それを少なくとも今回の冷害対策として契約目標に落とすべく、これに一点です。

それからもう一つは、事業の中身の問題なんですけれども、やっぱり北海道は北海道に合った形でその地域のいろいろな環境整備や農業基盤や防災対策に役立つ方向で、これはやませ対策にも要望が出されているのが、これはやませ対策にもなると思うんですけれども、防風林の話と防風ネット、これをどうした救農事業としてひとつ考えられないかという提案も出ておりますので、この二点。時間が非常に限られておりますので、簡単にこれは大臣の方からお答えいただければと思います。——大臣からお答えいただきたいと思います。済みません。

○国務大臣(亀岡高夫君) 細々した問題でありまして、局長から答弁させようと思いましたが、私からということですから申し上げますと、とにかく二百億という特別枠を設定したわけでございます。これはもう各県に割り当て、農政局を通じて道府県に行っていると思えます。したがって、そのほかにも、とにかく第三・四半期の公共事業で積雪前に着工できるというのは当然これはもう実施できるように指導してまいりたいと思えます。

○下田京子君 次の具体的な話もお聞きしたいんですけれども、いまの大臣の御答弁は、つまりは指導していくということになると、第三・四半期だけでなく第四・四半期もこの際出しますよというふうに理解してよろしいですか。——大臣にひとつ、政治的なことなんです。

○国務大臣(亀岡高夫君) いや、それはそうじゃなくて、やはり政府としては第三・四半期ということでの間の経済閣僚会議でも決定をいたしておきますので、一応その範囲内でやっています、こういうことでございます。

○下田京子君 もう一つ、防風ネットの話。

○国務大臣(亀岡高夫君) 防風ネットは、下田委員も御承知のように、吾妻山ろくの国営開拓パイロット事業でもネットをいたしました。なかなか風の強いところ、北海道も恐らく冬になると風が強いということになります。せっかく設置をいたしたとしても、本当に農のためにプラスになっていくかどうかというようなことは私はここで軽々に申し上げられないのではないかと。私の経験上から言っても、そんな感じがいたします。

○下田京子君 こたえてやりますよと言っていますけれども、実際にはやっぱり積雪寒冷地帯であって早期発注が必要だと言いつつ、しかし第四の四半期のやつはだめだ、こう言っていますと、大変やつぱり現地の人はがっかりすると思います。ですから、時間もありませんから、積雪寒冷地帯であるということ、第三の四半期だけじゃなく、第四・四半期のもとにかくやってくれない、これは重ねて要望もしておきたいと思えます。

それは重ねて要望もしておきたいと思えます。それから規格外米の問題なんですけれども、かなり収穫されておいて、大変な規格外が見込まれるうなんでしょう。いま現物を忙がしくて持っていないでしまったんですが、この前鶴岡町の川東地区の共同のもみ乾燥施設で調製した物を実際に食糧庁の検査課の方に見ていただいたんです。これはどのくらいのお米として見られるんでしょう、そう言いましたところ、五十一年度の基準では規格外の基準が三つあったと思うんですね。つまり、未熟粒の混入の甲と乙と、それに青未熟混入規格玄米というのがあったと思うんですが、青未熟でしか買ひ上げることができないだろうと、こういうお話だったんです。そういうわけですので、早急に規格の基準を決めまして、それをもって政府

が買ひ上げられる方向を検討してもらいたいというところで、どういう状況になっているかお聞きしたいと思えます。

○政府委員(松本作衛君) 規格外米の問題につきましても、ただいま御指摘がございましたが、私どもも現物等を取り寄せて見ておりますが、現地の実態を早急に把握をいたしまして、規格米の買ひ上げに必要な措置等につきまして現在関係方面と交渉をいたしておりますので、早急に結論を出したいというふうには思っております。

○下田京子君 つまり、規格をどう決めるかという方向で検討しているというふうに理解してよろしいですね。

それからもう一つ、規格の中での着色粒の話なんですけれども、農家の人の中にちょっと混乱がございまして、その着色粒は搗精後着色がなお残った場合というふうには理解してよろしいかどうか、念のため確認したいと思えます。

○政府委員(松本作衛君) 着色粒と考えておりますのは、いまお話しのように搗精後の精米の段階で着色が残るようなものについて考えておるわけでございます。

○下田京子君 次の北海道農業の問題で、やっぱりいまの冷害問題とあわせて、それから減反とあわせて、その関係でいま本場に大きな農家の人たちの不安になっているのが、特別自主流通米の問題なんです。その点で幾つか確認をいただきたいわけなんですけれども、実はこういうものが北海道の農家の方々、このころに配られております。つまり、「稲作農家の皆さんへ」ということで、「特別自主流通米への取組みとそのための分担金の拠出」と。出しているところは北農中央会、指定集荷団体あるいは指定集荷業者でやられておりますが、道産米販売拡大対策委員会というところを出しているものなんです。ここではこういうチラシをなぜ出したかというと、北海道の米づくりがこれのままだと減反がどんどん拡大してしまう。だから特別自主流通米を設定することによって減反が削減、緩和されるんだと、こう

いうふうには言っているわけなんです。確認したい点なんですけれども、大臣、これは特別自主流通米をやることによって減反削減がされるかどうか、ここを確認いただきたいわけですね。

○政府委員(松本作衛君) 北海道における特別自主流通米の問題につきましては、いままでの経過もございまして、ちよと申し上げたいと思えますが、実は現在の国の米の管理の実態の中におきまして、御案内のように過剰が非常に累積をしておるわけでございますが、その中で品質別に見ますと、北海道の五類米につきましては約三分の二程度が売れずに残っておりまして、結果的には北海道についてその売れない部分のいわゆる生産調整をお願いをするというふうな問題も出てまいりまして、それが、しかし一方におきまして、現在売れないという状況は、価格が現在の五類米の売り渡し価格では売れないというところでございます。ですから、こういうふうな価格条件を固定したままでは直ちに生産調整を必要だと言いつつ、いではないかという問題がございまして、そう

なっておりますと、やはり政府の売り渡し価格を下げていく、そうやっていくれば政府の買入れ価格も下げていくという問題が出てまいります。そういうふうな道をとるか、それとも、そういうふうな道をとると言っても、どれだけ価格を引き下げれば売れるのかというふうなことに、明瞭な実態が出ておらないという事情のもとでは、むしろ生産者団体が自主流通米というルートを通じて米を販売してみようということによって、どの程度の格差であれば北海道の米も十分売っていただけるのか。ないしは北海道の米も、品質によってどの程度の値段まで売っていただけるのかというふうなことを、むしろ実績をつくっていく方が望ましいのではないかと、そういう考え方もあるわけでございます。

これらの問題につきまして、北海道の農業団体関係者の方々等とも話し合いをしてまいりました。でございますが、北海道の農業団体といたしま

しては、この機会にみずから自主流通米というものをつくつていこうというようなことで決定をされまして、いまお示しがありましたような、農家の方にも、そのような趣旨を指導をして御理解を得ておるといふに聞いておるわけでございまして、国といたしまして、これに對しましては特別自主流通米の奨励金ということで、一俵当たり千八百五十円というように金を出すことにいたしましたわけでございまして、いまお尋ねがありましたように、直ちに生産調整等云々ということではなく、将来の方向としてこのままの状態を続けたいと生産調整が非常に重くなつてくるということも考えられる、そういう道を選んではいけない、やはりこの自主流通米という道を選んではいけない、これが農家団体のお考えでもあるかと思つております。

○下田京子君 農家団体の考え方がどうだという話ですけれども、これは政府と農家団体と話してやられてゐるわけですね、その特別自主流通米、私が伺いましたことは、このままでは減反が強化されると、だから特別自主流通米に取り組むんだと、これに取り組めばやがて減反が緩和されると、こう出しているわけですよ。だから、そうなるのかということも聞いてゐるわけですよ。いろいろあるあれこれ聞いてゐるんじゃないかって。農家の人はいろいろ心配してゐますけれども、ここの米価決定というのは昨年対比でも約二・三割アップになりましたよね。しかし、実際には、北海道の場合には激減緩和措置ですか、これが奨励金が廃止されたということでもって、一俵逆に二百四十円ほど値引きされる結果になると思ふんです。さらにこの特別自主流通米に取り組むためにということ、一俵当たり二百円の拠出を農家が出してゐるわけですよ。そうすると、一俵当たり五十五年産米で政府価格より実際に四百四十円も値引きして売らなきゃならない。そんなばかな話があるんだらうか。しかし、将来減反が緩和されるといふなら出しましようということを出してゐるんですよ。だから、そういう方向になるのかとそれ

れを聞いてゐるわけですよ。

○政府委員(松本作衛君) ただいまも申し上げましたように、この特別自主流通米をつくり出すというところで農家団体と私もが話し合ひした経過はそのようなものでございまして、したがうして、直ちに減反についてこれがあるからというふうな話が出ておらないわけであつて、こうするといふような話が出ておらないわけであつて、減反が強化される、そういうふうな条件が考えられる。それを避けるためには、こういうふうな特別自主流通米の道を開くのが望ましいことだといふことで理解をしてゐるわけでございます。

○下田京子君 大變はつきりしないですね。このままだったら減反は強化される。じゃ、特別自主流通米の方を取り入れたら減反緩和されるのかと、そのことについては何にも答えられない。それじゃまるで何か農民に對して、何となく幻想を抱かしてゐるような内容ではないかといふことになつてしまふんじゃないですか。大變これは問題であると思ふんですけれども、そういうふうなこれ理解してゐるんですか、減反緩和にはならないよと。

○政府委員(松本作衛君) 先ほど来申し上げておりますように、この特別自主流通米制度は、これから北海道の米の流通をどう持つていくかといふ考え方の上で立つておるわけでございまして、直ちにこれによつて減反をどうするかといふような直接的な関連を持つておるわけではないといふふうに考えております。ただ、農家団体の方として、そこに書いてある内容を承知してございせんけれども、いままでのお話し合ひの経過が、このままでは減反を強化しなければならぬといふような事情を避けていきたいといふ気持ちが出ておることは当然であらうと思つております。

○下田京子君 そうしますと、はつきりしたのは特別自主流通米のそういう制度を活用してやつても、政府としてはいまだとにかく減反が緩和されるというところは約束できない、こういうことがはつきりしたと思ふんですね、そう理解してよろ

しいですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) その点についてはまだ何も決めてはおらぬわけですよ、第二期対策については。いまの下田委員の御意見も、御意見として十分決定の際の要素として考えていきたいと、私としては大變参考になる意見を聞かしていただいたと、こう思つておるわけですよ。

○下田京子君 非常に不明朗であるといふことははつきりしました。

それ、ちよつとここで確認したい点なんですけれども、この北海道の特別自主流通米というのは予約限度数量の枠外ですか、枠内ですか。農家の人が、この点でははつきりした理解がないのでお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) これは自主流通米でございまして、あくまでも予約限度数量の枠内でございます。

○下田京子君 そうしますと、これは最終的には、さつきもちよつと局長からお話ございましたけれども、値段の話ですね、値段の話。五類の一等米ですか、一等米の政府価格より値引きされないう方向できちんと指導がされるかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(松本作衛君) これはいわゆる自主流通米といふのは、品質に應じた価格が定められていくわけでございますから、その価格の内容がどのようなものになるのかといふのはこれから話し合ひによるわけでございまして、この特別自主流通米制度をつくつた趣旨が、現在の政府売り渡し価格のままで売れないで非常な過剰になつて残つてしまふ。それを今後解決していくために、あるべき北海道米の価格水準をつくり出してみよといふことでございまして、五類の政府売り渡し価格よりも下がる場合があるといふふうに考えております。

○下田京子君 これは大變問題じゃないでしょうか。どうしてかといへば、政府売り渡し価格よりも価格が値引きされることがあり得ると。で、そのことについては政府は何ら指導されないわけ

すか。ということになりますと、今回組んでゐる特別自主流通米の対象としては、とにかく同じ五類の一等ということじゃないわけですね。五類の一等米の中でも、モデルの実施という点で農協も指定するし、そして、特に優良なお米という形でやつてゐるわけなんです。そういう政府米と同じ五類の一等米であつても、特別自主流通米で流れる方が品物がいいのに値引きされて売られるといつたら、一体どういふふうな流通経路が出てくるんですか、大變混乱するんじゃないかと。しかも政府の予約限度数量の中の話なんですから、またまたこれは問題が大きくなるんじゃないか、こう思ふわけなんです、いかがですか。

○政府委員(松本作衛君) 同じ五類米でも、品質によつて本来価格がいろいろ違ふことがあり得るわけでございますが、政府の買入れ価格、売り渡し価格といふのは一本で現在決めておるわけでございます。その結果、政府の現在の売り渡し価格では十分に売れないといふ実態が出ておる点を、どのような価格水準で、どのような品質のものがあれば売れていくのかといふことをつくり出していくといふ考え方でございまして、その場合には、自主流通の考え方に基づいて、品質に應じた価格といふものがどのようなものとして形成されてくるかといふのは、これからその価格の結果を見てみなければわからないわけでございますが、先ほど申しましたように、政府の買入れ価格よりも低い価格のものが出てくることもあり得るといふふうに考えております。

○下田京子君 品質でまあ価格が決められるといふのは一理あるような気もしますが、私がいま言いましたように、今回の特別自主流通米という場合には、北海道で組んでゐるのは、政府に売り渡す五類の一等米よりもいいものをそろえて売るわけなんです。それが安く値引きされるんといふことになつたら問題じゃないかといふことを言つてゐるわけなんです。

それでは問題の角度を変えて、それが実際に売れなかつたときにそれはもう政府が責任を持

って買うというのは当然だと思ふんですけれども、その点はどうかでしよう。——大臣に答えていただきます。もう時間が無いし、政治的なことですから。

○国務大臣(亀岡高夫君) 食糧庁長官からお答えいたします。

○政府委員(松本作衛君) この点につきましては、ことしから制度を始めるわけでございますので、農業団体とも話し合ひを詰めておる段階でございますけれども、私どもいたしましては、やはりこういうふうな特別自主流通米ということに売れる米をつくっていくということでございます。それから、その限りにおいては、その自主流通米の道が実現されるものというふうに考えておるわけでございます。もちろん、大部分の米については政府が買うわけでございますから、あえて自主流通米になったものがわざわざ政府に買入るというふうには考えなくても、一般的には政府の買入れというものは当然継続していくわけでございますので、そのような形で自主流通米に流れるものと、それから政府に買入るものというのを仕分けできるものと考えております。

○下田京子君 そうしますと、最終的にはこれから価格についても話し合っていくということですが、価格の折り合ひがつかない場合に、これは政府がUターン米というか、そういうかっこうで受けてやりましようというふうに理解してよろしいですか。——大臣に答弁いただきます。もう時間なんです。

○委員長(井上吉夫君) 技術的でしよう、これは。

○政府委員(松本作衛君) その問題は、先ほども申し上げておるように、本来取引がされるようなものについて、いま集荷団体でも卸売業界と話し合ひに入らうとしておるわけでございますから、初めからUターン米というふうなことを前提にしてはおらないというふうに考えております。

○下田京子君 最後になりますけれども、制度としてUターンできる仕組みがあるわけですから、

もし折り合ひがつかなかった場合にはそうしてやるのかという点だけをお聞きしておきたいと思ひます。最後にこれは大臣に、お答えください。

○国務大臣(亀岡高夫君) 食糧庁長官からお答えしたとおりでございます。

○下田京子君 困ったね。答えてないですよ。

○国務大臣(亀岡高夫君) 食糧庁長官から申し上げたのとおりでございます。

○下田京子君 いやいや、仕組みの話を聞いているんだから違いますよ。

○国務大臣(亀岡高夫君) それでは改めて食糧庁長官からお答え申し上げます。

○政府委員(松本作衛君) ただいまも申し上げておりますように、現在農業団体が進めております自主流通米の仕組みは数量につきましては、これだけ売ろうというところで現在農業団体が卸売団体と話し合ひを始めておるわけでございますので、初めからこれをUターンするものというふうな前提で考えておるのではないというふうに理解をしております。

○下田京子君 初めからどうこうということではなくて、制度としてはUターン米で取り扱うことも可能なんだから、そういうときには実効ある措置をとっていただけたらいいんじゃないかということを私は何度も申し上げたわけなのであります。これは問題の指摘だけで終わりたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 私は、最初に、差し迫っておりますサトウキビ、そういったカンショ糖の価格決定につきまして、実はこの関係団体からたくさん要望、陳情を受けておるわけですが、内容的には大体集約されておりますので、また時間の都合もありまして、この時間には、一つには、「昭和五十五年産さとうきび生産者価格等に関する要請書」、鹿児島県と沖縄県において調整された内容のことについて、もう一つは、甘味資源を守る全国共同会議という団体を初め、多くの団体から連名で出ております。もう一つは、沖縄県サトウキビ対策本部。この三つの要請に基づいてただし

ていきたいと思ふのであります。

まず最初に、十月の十七日に例のてん菜及びてん菜糖、そして芋及び芋でん粉の価格決定がなされておるわけですが、そこでお聞きしたいことは、このてん菜糖の、あるいはてん菜の価格決定に基準を置いて、サトウキビ、そしてカンショ糖に基準を置けるのであるか。あるいはそれは別個の問題としてこれから検討していかれるのであるか。その点を最初にお聞きしたいと思います。

○政府委員(森実孝郎君) 御案内のように、去る先週、てん菜の価格を決定したわけでございまして、農家手取り全体として七・三割のアップを決定したわけでございますが、これはパリティ指数を基準として、生産性の動向なり、他作物とのバランスを総合的に勘案して決定したものでござい

ます。サトウキビにつきましては、十一月の中旬ごろ決定したいと思っておりますが、これも同様にやはりパリティ指数を基準といたしまして、生産性の動向とか、他作物とのバランス等も総合的に勘案して決めたいと思っております。その限りにおいては、他作物とのバランスという限りにおいては、やはりビートの価格決定が一つの重要な参考資料であることは事実でございます。あくまでも独自の立場で決定したいと思っております。

○喜屋武眞榮君 慎重に検討していらっしゃるどころだと思ひますが、この関係団体からの切実な要望といたしましては、生産奨励金を繰り込み、それから適正な農家所得を補償し、再生産が十分確保できるように、こういう筋の強い要望があります。これは申し上げるまでもなく当然だと思ひますが、それが、最低トシ当たり二万六千円以上、こういう要望が出されておるわけですが、現時点における検討と、その二万六千円との結びつきはどんなものでしょうか。ひとつ感觸でもお聞かせください。

○政府委員(森実孝郎君) 先ほど申し上げましたように、十一月中旬ごろに決定したいと思っております。考え方としては、やはりパリティ指数を

基準とし、他作物とのバランス、さらにサトウキビの沖縄、南西諸島における基幹作物としての重要性を考慮して総合的に決定したいと思っております。二万六千円の御要望については何っておりますが、私どもは、ただいま申し上げましたような考え方に沿って決めていきたいと思っております。数字については、まだ何ら結論を出しておりませんので、比較してお話しすることは避けたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 基本的な条件をおっしゃったが、さらに鹿児島、特に沖縄の立場から配慮しなければいけない、こういった点はお感じではありませんか。

○政府委員(森実孝郎君) 基本的には法律の価格制度の仕組みの中で決めなければならぬと思っておりますが、やはり私、一つ事情が違つてきたのは、十九号台風をどう見るかという問題があると思ひます。現在、県で最終の調査中であります。今週中には県の調査がまとまるはずでございます。私どもも、担当者を派遣いたしまして最終的な状況を来週にでも十分把握したいと思っております。

この台風の被害によって、われわれは一つにおいては災害対策というものについて万全を期すための努力をしたいと思っておりますし、また同時に、ここで得られましたデータというものは、たとえばブリックス等は一つの新しい諸元として織り込んで、サトウキビ、砂糖の価格を決めなければならぬと思っております。

○喜屋武眞榮君 さらに、これは鹿児島も関係しておりますが、特に沖縄では宮古、八重山の千ばつの被害、このこともお忘れになってはいけません。三日前、非常にキビ作農家は収穫前になってまた大変なことになったというところの一つに、貨物自動車運賃値上げ、キビを運ぶ自動車の運賃値上げ、五一%値上げ申請されておるんですね。そうすると、もうこれも大変なことだと思ひます。それから悲鳴を上げておる、この実情もあります。そ

れで、あわせてこのこともひとつ調査くださり、また、台風災害の調査がまだ十分まとまっていないうこととありますが、そのまゝと、さらに加えて、その災害補償の処置もひとつお忘れにならぬように緊急に手を打ってもらいたいことを要望いたしまして、この価格の問題についての質問を終わります。

第二点として、五十六年度から、さとうきび作経営改善総合対策事業、これの創設をして、複合経営の確立を図る、こういうことが言われておるんですが、これに対する予算の裏づけと、その事業の内容、これがどんなものであるかひとつお聞きしたいんです。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からお話ございましたように、五十六年度から新たに、さとうきび作経営改善総合対策事業といふものを新規に実施したということが概算要求をいたしておるわけでございます。ねらいの方は、ただいま先生からお話ございましたように、サトウキビと野菜、畜産、花卉、養蚕等との有機的結合によります複合化ということを念頭にいたしておりますが、要求総額といたしましては十二億二千万円という予算になります。それから、事業内容といたしましては、栽培用の機械施設とか地力培養用の施設なり、そういう機械施設の関係、それから簡易な土地基盤の整備というふうなことで、それから、やや広域的な利用というふうなものについても助成を考へておりまして、耕土改良用機械なり、あるいは堆肥センターなり、集中脱糞施設なり、それから、養蚕との関係もございまして、稚蚕共同飼育施設というふうなものも内容として考へておると、こういうことでございます。

○喜屋武眞榮君 そうすると、十二億二千万円裏づければ十分だという考え方の計上か、あるいはこれでは足りないという考え方の計上であるか、どっちでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 五十六年度は初年度でございますし、そういう意味では五十六年度としては十二億二千万円ということが適当であろうと考

えております。もちろん、これは、初年度でございますから、今後さらに継続的に要求をしていきたいという心組は持っております。

○喜屋武眞榮君 ずばり申し上げて少ないのではないか、この事業を確立していく、充実させていくためにはどうしてもこれでは少ないという考へ方を私は持っておりますが、ひとつさういふ年度はふやしてもよろしいように、私はそれを重ねて要望しておきたいと思ひます。

第三点は、サトウキビ病害虫の総合防除事業を強く要望されておるわけなんです。それに対する予算の裏づけと防除対策、これをお聞きしたいんです。

○政府委員(二瓶博君) さとうきび病害虫総合防除対策事業、これは今年度七千二百万の予算でございます。明年度概算要求といたしましては、増額をいたしまして七千九百万の要求ということにいたしております。

沖繩につきましても、先生御案内のとおり、黒穂病あるいはアオドウガネというふうなものもございまして、こういうものの防除というものの面におきましては、従来黒穂病につきましてもなかなか適当な防除のやり方はなかったわけですが、種苗消毒という面につきましてはやや効果の上がるというふうなことが判明いたしましたので、こういうものについての助成というものを新たに織り込んで要求しているということでございます。

○喜屋武眞榮君 まあ病害虫の防除対策の一部はお聞きしましたが、その対策の中で、品種の改良との関係も非常に重大であると思ふんですが、どうでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま申し上げましたのは、病害虫総合防除対策事業ということで、いわゆる事業面の予算を申し上げたわけでございまして、もちろん先生御指摘のとおり、サトウキビの品種改良なりあるいは優良品種の普及ということもこれも非常に大事なことでございます。したが

いまして、品種改良の面につきましては、九州農業試験場の温暖地研究室なり、あるいは沖繩県の農業試験場の本場なり、宮古支場、鹿兒島支場の徳島糖業支場等において品種改良もやっておりますし、普及の面につきましても、鹿兒島並びに沖繩のさとうきび原産農場におきまして原産原種の増殖、配布を行うというふうなことを考へておるわけでございまして、特に沖繩のさとうきび原産農場につきましては、これが十分早く機能するよううに、施設の整備その他につきましても現在力をお入れてやっておりますつもりでございます。

○喜屋武眞榮君 この点につきましては、増収という前提においてひとつ総合的な検討を配慮していただいて、そしてせつかく一昨年からすべり出した原産農場、これの成果も上がりつつあるというところを喜んでおるわけですが、ぜひこの成果が早く生産農家に普及、配布できるように、この点ひとつ最大の努力をお願いしたいんです。

次に、これも沖繩の特殊事情から来る基幹作目のサトウキビに対する熱望、熱烈な願望、含みつつ糖に対する助成措置ですね、含みつつ糖の、黒砂糖に対する助成措置の継続。いまはどちらかというところ不安定な形での助成の形になっておりますが、同時に、早急に分ちつ糖並みの長期安定の保護措置をしてもらいたいという、このことに対する政府の見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(森実孝郎君) 含みつつ糖の問題につきましては、需給実態から見て若干生産が過剰であるという問題がございまして、その意味で、実は分ちつ糖の工場設置について政府も本年度の予算から助成をしている経過があることは御案内のとおりでございます。しかし、残されまして含みつつ糖につきましても、私も従来どおりの助成措置を継続すべきものと観念しております。そういう方向で調整に当たりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 含みつつの過剰といういまお話がありました、過剰を調整していくためには、やっぱり沖繩が離島県の多島県であるためにそこにまた簡単に理屈どおり割り切れないところ、押し

切れぬところがあるわけですが、その場合にどうしても、まあ追い詰められて、転作といふんですか、転作をしなければいけないということにならざるを得ない、そういう声があるわけなんです。その場合に、果たしてサトウキビにかわる転作の作目は何かあるか、そしてサトウキビと同様な収益を上げ得る可能性の作目は何かあるか、このことについて政府もいままでも示したこともないし、また生産者が、自分で考へてみてはどうしてもサトウキビにかわるべきものがない、こう訴えておるわけなんです。ですから、結論として言いたいことは、ぜひ、含みつつ糖でなければいけないという、これは宿命的なものがあるわけですので、喜んで分ちつに転向したいという条件があれば別ですが、あるいは県の方針だということでも一方的に押し切ることのないように、保護措置を、安心して生産に従事できるようにこのことを重々ひとつ御配慮願いたいんですが、この点についてひとつ大臣の所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(龜岡高次君) その件につきましては、従来どおり農家の立場というものを大事にしてやるように十分心得ていきます。

○喜屋武眞榮君 次に要望したいことは、これは私が今日までたびたび要望したわけですが、まだきちっとした政府の見解を聞くことができませんが、沖繩の基幹作目のサトウキビ、そして砂糖といたしてを考へた場合に、全国で、沖繩の県単位ではサトウキビ、鹿兒島県も、といひましても奄美大島の一部である、こういった立場から、国立の糖業試験場を沖繩に設置すべきである、またしてほしいと、こういう要望。また、先ほど申し上げた要請の中にもその項目もたわわておるわけなんです。このことについてひとつ政府の見解をお聞きしたいんです。

○政府委員(川崎良一君) サトウキビを初め沖繩の試験、研究につきましては、いろいろと国としても重点的な施策をしているわけでございまして、サトウキビにつきましては、先ほど農畜園芸局長

からお答えいたしましたようないろいろな措置を講じているわけですが、そのほかに、試験、研究の遂行に当たりまして必要な施設の整備等につきましても、沖縄振興開発特別措置法に基づきまして国の方でいろいろと整備を図っております。また、研究員等の研修等も行っているところでございます。そういうことで、大まきめ細かく対応をいたしておりますので、国といたしましては、沖縄に特に国立の糖業試験場を設置するというようなことは考えていないところでございます。

○喜屋武眞榮君 考えておられない。

○政府委員(川嶋良一君) はい。

○喜屋武眞榮君 いまのところ考えておられぬというところに受けとめたいのですが、私があえて要望したいことは、まず第一点は、優良品種の改良と普及の促進という立場、第二点は土壌の改善、第三点は病害虫の防除、第四点は地域に適合した収穫機械の開発、第五点は副産物の有効利用、第六点は甘味資源の補給基地としての沖縄の立場を重視していくこと、こういった立場から、私はどうしても国立の糖業試験場の必要性を訴えたいわけですが、いまのところ考えておられぬというところであるならば、この目的をいまの政府の考え方に立て、結局その目的がいまの状態の中でも十分達成されればいいわけでありますので、まあ県立農業試験場もあるわけですが、とにかく私並びに生産者、農民が切実に要望しているその条件が、それぞれのルートを通じてたえてもらえればまた問題は別であります、それならば申し上げたいことは、その時期までは、ぜひいい意味において、それを必要としなくてもこういうふうにして解決できるんじゃないかと、またやっておりますんだと、こういう実を示してもらおうことを私、重ねて要望したいんですが、どうでしょうか。

○政府委員(川嶋良一君) ただいまお話のありました件につきましては、国並びに県一体となりまして今後とも推進をしてまいりたいと思っております。

ます。

○喜屋武眞榮君 次に、これは日本の農業の開発ももちろんであります、特に沖縄の立場から、水と電力の問題、この問題が非常に重大になってまいります。そこで、電力の問題はきょうは触れませんが、水の問題も、沖縄の場合は生活用水、工業用水、農業用水いろいろあるわけですが、たゞいまは農業用水の開発という一点にしばってお尋ねしたいんです。

日本一の、全国一の雨の多い県で日本一水の不自由な沖縄県と、こういった矛盾があるわけですが、それも別といたしまして、去年、宮古を一つのテストとしましていわれる地下水ダム、この開発に一応成功しております。これは世界的にも初めてだとお聞きしておりますが、地下水ダムの開発の結果と、それをどういふ活用しておられるか、また活用しようとしておられるか、そのことが第一点。

次に、今度はそれに自信を得て南部地区、南部の地下水ダムの計画をまた進めておられる、こういうこともお聞きして、喜んで、あるいは期待をいたしておるわけですが、この南部地下水ダムが完成、成功すれば、南部一帯の農業用水を全部賄うことができるという予想も語られておるわけですが、そうなると思えます。これはすばらしい事業だと、こういうわけなんです。それで、これが成功すればさらに沖縄全体にこのシステムを広げる、こういった政府の意図があらわれるかどうか。

時間の関係ですと続けて問題提示をいたしましたが、以上お聞きします。

○政府委員(杉山克己君) 先生おっしゃられましたように、沖縄は大雨量は多いけれども地形あるいは地質上きわめて保水のむずかしいところでございます。そういう意味で、ダムそれから湛水湖、特にいまお話のありました地下水ダムといったようなさまざまな形で水の確保あるいは開発に努めているところでございます。今日まで主として各種の調査を行ってまいりましたのでございまして、

て、そのうち実施に移せるものから実施にかかるということ、たとえば国営の灌漑排水事業も名蔵川地区で行っているとか、そのほか各種の用排水事業ももっているところでございます。

そのうちの地下水ダムにつきましては、これはまあ沖縄県の水需給の現状からいたしまして一番有望な方法ではないかということで、特に五十年以来念入りの調査を進めてまいりましたのでございまして、宮古島におきましては、すでに築造技術がほぼ確立できまして、実用が見通しが立っている段階に至っております。それから、宮古島、ほかの地区でも、当然適地の調査を進めており、実施に移せるものから移すということで考えておりますが、宮古島だけではなく、沖縄本島においても同じような需要なり要望があることは承知いたしております。そこで、私もどなたか承知いたして地下水調査、適地がどういったところで求められるかという一般的な調査でございますが、

これにつきましては宮古島で十二カ所、それから沖縄本島、これは南部を中心いたしました十三カ所、それから離島等その他のところで五カ所といたしまして、これは五十三年以来五十六年までかけて調査を行うということにいたしておるわけでございます。今後、調査の結果によりましてそういう開発の可能性が生まれてくるものというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 いま調査を一応終えられたわけですかね。それから着工の段階は五十六年からになるのかな。その辺はどうですか、そういった見通しは。

○政府委員(杉山克己君) 全体のことを一緒に御説明いたしましたので、中身を分けて御説明する必要がありますかと思っております。

宮古島の調査は、これは現在まで先行して行われておりまして、調査期間は四十九年から五十五年まで行われたわけでございます。これについてはすでに一部において実用化の見通しが立っております。いわば実施にかかったというふうにお考

えただいて結構でございます。

それから、先ほど申し上げました一般的な適地調査、これはいま申し上げました宮古島の分も含めて全体の個所数、宮古島は十二、本島十三、その他が五ということで申し上げました。これはまだ、いま申し上げました宮古島以外のところでは実用化の段階には至っておりません、適地がそもそも得られるかという調査をしているところでございます。

○喜屋武眞榮君 これで終わりたいと思いが、時間がございませんで、この問題はまた次に譲りたいと思いが、ぜひひとついまのは私はすばらしい調査であり、そしてこれが着工されればさらに大きな希望が持てる、さらに実りある沖縄の農業開発が期待できると、こう思っておりますので、必ずこれは不発に終わらぬようにひとつ続けていただきたい、こういうことを最後に大臣にお聞きしたいんです。

その前に問題点を一つ。沖縄の地酒である泡盛の原料が、二百年の歴史を持つておるんですが、タイの碎米を輸入しているわけなんです。それで、詳しいことは申し上げませんが、これを地場産業の育成、自給生産という立場からも泡盛の原料を県産に転換したい、こういった意図もあるわけなんです。ところが、それにはやっぱり泡盛に適する品種が大事でありますので、適当な品種を早く取り寄せてこれを栽培し、そうしてそれを米に実らせて泡盛の工場をつくって醸造すると、果たしてタイの碎米とどうなのか、まあそういうことは今後の問題になるわけですが、こういった意図も、非常に自主的に張り切った気持ちで沖縄の自給生産、そうしてその伝統工業の泡盛の原料を、外国に依存せずにみずからの土地のみずからの力で生産していこう、こういう意図もあるわけなんです、そういう点について政府も意図しておられるかどうか、お聞きしまして、さっきのもあわせてひとつ大臣のお答えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) まず、泡盛の原料の米

の品種改良につきましては、もうすでに沖繩の県農業試験場で品種改良に取り組んでおるわけでございます。そして、国の方といたしまして、農林水産省といたしまして、これに指導、援助、助言を与えておるといふことで、御承知のように、一つの目的を定めて、その目的に適した品種をつくり上げる、その品種を固定化していくといふことは、これはもう口では簡単に品種改良と言いますが、一つの作目をつくり上げていくといふことはこれはもう大変な仕事でございますので、御指摘のとおりなるだけ早くその品種を造出するように全力を挙げておるところでございます。

それからダムの問題ですね。これはもう水は何といつても大切な資源でありますので、これをいかにして活用していくかということについては、これはもう農林水産省といたしまして、特に農作物栽培には水が何よりもこれは大事なものでございまして。したがって、局長から御説明申し上げましたように、国営事業として適地があればということ、いま二十数カ所の地域調査もしておるわけでありまして、それらの地域に對してもできるだけ早く調査を完了をして、完了したものから適地についてはダム建設に取りかかってまいると、そういうふうにしていきたいと、こう考えております。

○委員長(井上吉夫君) 本件に對する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(井上吉夫君) 次に、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。農岡農林水産大臣。

○國務大臣(岡岡高夫君) 農林漁業団体共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。この法律案は、厚生年金保険における年金額の

引き上げに伴い、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度に準じて、年金の算定の基礎となる定額部分の額の引き上げ等を行うことにより、給付水準の引き上げを行おうとするものであり、さきの通常国会に提出し審議未了となつた法律案と同一の内容でありまして、法律案の附則につきまして若干の条文の修正を行つております。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、年金の算定の基礎となる定額部分の額の引き上げであります。これは、通算退職年金の額の算定方式により算定することとされる退職年金等の額のうちの定額部分の額を引き上げようとするものであります。

第二は、退職年金等に係る最低保障額の引き上げであります。これは、昭和三十九年改正後の農林漁業団体職員共済組合法、いわゆる新法に基づく退職年金、遺族年金等に係る最低保障額を昭和五十五年六月分から引き上げようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(井上吉夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(井上吉夫君) 次に、昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案を議題といたします。

発議者衆議院議員小川国彦君から趣旨説明を聴取いたします。小川国彦君。

○衆議院議員(小川国彦君) 私は、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために

被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今年の異常気象による農作物の冷害などによる被害は、昭和五十一年冷害被害を上回り戦後最大の被害となり、減反政策の強化の中で苦しんでいる農家経営に深刻な打撃を与えています。

私も、東北六県を初め、千葉、茨城、九州の福岡、佐賀の十県に冷害の実態を一カ月有余にわたり調査してまいりましたが、特に国全体の被害の四八%にも当たる東北六県の冷害の状況は、「餓死の年」と呼ばれるほどに深刻であります。

青森県の山間部、平野部、岩手県の山間部、宮城、福島県の海岸部と山間部、秋田、山形の山間部と、被害の甚大さは、至るところで収穫ゼロという農家群を多数発生せしめておりました。これを救済するために在来の法律では、天災融資法の発動及び激甚災害法の適用、またはこれに基づき融資限度額の引き上げ、利子及び償還期限の延期等の施策が用意されております。もちろん、天災融資法は、二県七十億円以上の被害があれば当然適用されるものであります。

しかし、問題は中味なのであります。たとえば、天災融資法の資金は、営農のための農機具その他の購入資金であつて、生活費には使えません。そこで自作農創設維持資金がこれに充当されるのでありますが、生活資金の借入限度額は百五十万円まであります。したがって昭和五十一年災害で百万円借りた農家は今回は五十万円しか借りられないのであります。これは、農家一世帯五人から七人という世帯の最低生活費にはもちろん及ばず、飢えて死ぬというに等しいものであります。

被災農家の窮状はさらに厳しく、被災農家からの要望は、政府売り渡し米の概算金の返納期限の延期と利子の減免にまで及んでおります。

本来なら、前払い金でありますから、政府売り渡し米が出せないときは、当然その金は返済すべきものであります。一俵当たり約三千円の概算金、しかし、零細経営農家の状況は、それさえ返せないところに追いこまれているのであります。

こうした明日の生活資金にも事欠く農家の状況は、収穫皆無農家が過半数を占める青森、岩手の両県に多く見られるのであります。同様の状況は、宮城、福島県の海岸部、山間部、秋田、山形の山間部等、随所の農家群に顕著に見られるのであります。

これらの地域においては、一様に抜本的な緊急冷害等の対策事業を望んでいるのであります。ここには、明らかに現行の法制度では救済し得ない状況が存在しているのであります。

われわれは、このような激甚な冷害地の被害農家の窮状にかんがみ、一日も早く被害農業者を救済し、生活の安定を図り、農業の再生産を確保するためにこの法律案を提案する次第であります。次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。

この法律は、昭和五十五年六月から十月までに冷害、水害または風水害によつて損失を受けた被害農業者のために、被害市町村が実施する緊急冷害対策事業に要する経費の財源として国が緊急冷害等対策交付金を交付するなどの措置を講じて、被害農業者の生活の安定と農業の再生産を確保することを目的としております。

第二は被害農業者、被害市町村の定義であります。

まず、被害農業者は、農業を主な業務とする者であつて、昭和五十五年六月から十二月までに収穫される農作物、畜産物及び菌の冷害等による損失額が、その者の平年における農業総収入額の百分の十以上である旨を市町村長の認定を受けたものとしました。次に、被害市町村は、その区域内における被害農業者が二十人を超える市町村といたしました。

第三は、緊急冷害等対策事業の内容であります。

被害農業者の生活安定と農業の再生産の確保のため、被害農業者に緊急かつ臨時に、就労の機会を与えることを目的として、被害市町村が地域の実情に応じて将来の冷害防止に役立つ事業を創設し、被害農業者の技能、体力等の状況に照らして実施するものとします。この場合、被害農業者の現金収入を確保するために、事業費のうち労力費の占める割合を百分の五十以上としました。

第四は、緊急冷害等対策事業の計画と承認であります。まず、被害市町村は、この法律によってこの事業を実施するときは、緊急冷害対策事業計画を定め、都道府県知事を経由して主務大臣に提出し、承認を受けなければならないこととしました。次に、主務大臣は、承認の申請を受けたときに、当該市町村の区域内における被害農業者数、及び当該区域の自然的、経済的条件を勘案して適当であると認められるときは関係行政機関の長と協議して承認することとしました。なお、事業計画の変更についても準用することとしております。

第五は、緊急冷害等対策交付金についてであります。国は被害市町村に対し、冷害等対策事業計画の実施に当たり、必要とする経費の財源として、当該経費の三分の二を下らない範囲内において交付金を交付することとしました。

第六は、起債の特例措置であります。被害市町村が冷害等対策事業の実施に当たって必要とする経費を地方債をもって財源とすることができるようにしたこととあります。なお、この地方債は資金事情が許す限り、国がその全額を引き受けるものとし、元利償還に要する経費は、地方交付税の基準財政需要に算入することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容について御説明申し上げました。

この法律案は、全国で冷害等のために、年間生活費はもとより、現金収入の道を断たれ、自家飯米すら持たない被害農業者のきわめて切実な要望

にこたえ、その迅速な救済を期する法律案であることを御理解され、十分なる御審議の上、速やかに御可決されんことを切望いたします。

○委員長(井上吉夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日の自後の審査は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

十月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、異常天候による農作物の被害対策に関する請願(第一〇八号)

一、昭和五十五年異常気象による冷害対策に関する請願(第一四九号)

一、食料農業政策の確立に関する請願(第一九六号)

一、異常気象による農作物被害対策に関する請願(第二二九号)

第一〇八号 昭和五十五年十月三日受理

異常天候による農作物の被害対策に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

議長 八巻一夫

紹介議員 鈴木 省吾君

昭和五十五年七月から八月にかけての低温、多雨、日照不足等の異常天候により、農作物はほとんど打撃を受け、農家経営に深刻な影響を与えている。よって、被害農家の救済と明年以降の農業再生産を確保し、生産意欲を減退させないため、天災融資法の発動による経営資金等の融資及び事件の緩和・農業共済金の早期支払い、救済対策事業の実施、被害農家の税の減免、等外米・規格外米の買上げ、被害市町村に対する特別交付税の増額交付等を早急に実施するとともに、特に昭和五十六年度水田利用再編対策の実施にあたっては、被害の実態を十分把握し、適切な面積の配分を行うとともに、補助金の切下げ等を行わないよう措置をとらねばならない。

第一四九号 昭和五十五年十月六日受理

昭和五十五年異常気象による冷害対策に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 遠藤正二

紹介議員 鈴木 省吾君

六月下旬以降の記録的な異常低温、日照不足及び長雨により、水稲をはじめ野菜、果樹、桑等の農作物は多大な被害を被り、福島県における農業は極めて深刻な事態となつていゝるので、被害農業者を救済し経営の安定を図るため、速やかに次の事項の実現を図られたい。

一、天災融資法の発動並びに救済災害法の指定について早急に措置すること。

二、自作農維持資金等制度資金の融資わくの確保、貸付限度額の引上げ及び融資条件の緩和並びに既借入金の償還期限延長等の措置を講ずること。

三、農業共済損害賠償経費に対する助成の増額並びに再保険金の早期支払いの措置を講ずること。

四、規格外米については、政府において全量買上げの措置を講ずるとともに、被害農業者の飯米確保のため、政府米の特別値引売却及び代金支払期限の延長等の措置を講ずること。

五、種子もみの購入に対する助成措置を講ずること。

六、病害虫の防除対策及び桑樹勢回復対策について助成措置を講ずること。

七、越冬用粗飼料の購入に対する助成措置を講ずること。

八、政府操作飼料の放出わくの拡大を図るとともに、価格の引下げ措置を講ずること。

九、被害農業者の就労の場を確保するため、次の措置を講ずること。

1 救済対策事業を実施すること。

2 県及び市町村が実施する救済対策事業

に対する財政援助を行うこと。

3 国有林野を含め、森林施業による雇用の拡大を図ること。

十、米穀予約概算金の返納期限の延長及び利子の減免措置を講ずること。

十一、被害農業者の負担軽減を図るため、所得税等の減免措置を講ずること。

十二、県及び市町村に対する特別交付税の増額及び起債の弾力的運用など特別の財政措置を講ずること。

十三、第二期水田利用再編対策の実施にあたっては、冷害の実情を十分把握し、これを考慮した面積配分を行うとともに、転作奨励補助金の引下げは行わないこと。

第一九六号 昭和五十五年十月七日受理

食料農業政策の確立に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県議会議長 池田定行

紹介議員 三浦 八水君

農業者が将来にわたって安心して農業にいらしめるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、国民が必要とする食料は、できるだけ国内自給力を高めることを基本とし、農業者が安心して農業にいらしめるよう長期農業基本政策を確立すること。

二、米は、我が国農業の大宗をなすものであるので、食糧管理制度を堅持し、これを根幹とする米穀政策を確立するとともに、昭和五十五年産米の政府買入れ価格の決定にあたっては、農業団体等が要求している生産費及び所得補償方式により適正な価格を決定すること。

理由

我が国の食料自給力の向上を図ることは、国家の安全と国民生活の安定を確保するうえから、極めて重要な課題である。しかしながら、近年、我が国における食糧自給力は低下し、外国への依存を強めている一方で、米をはじめ、みかん、牛乳等

の生産調整が行われ、また経済界や消費者等の一部からは、農政の在り方について、厳しい批判があることから、農業者は、農業の将来について、大きな不安を抱いている。

第二十九号 昭和五十五年十月八日受理

異常気象による農作物被害対策に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二
新潟県議会議長 小林静夫

紹介議員 長谷川 信君

一、農業災害補償法に基づく損害査定を早急に実施し、農業共済金の早期支払いを行うこと。
二、天災融資法の適用と激甚災害法に基づく指定を速やかに行うとともに、貸付限度額の引上げを行うこと。
三、自作農維持資金の災害融資枠の拡大、貸付限度額の引上げを行うこと。
四、公庫資金、近代化資金の償還期限の延長、利子の減免等の条件緩和を行うこと。
五、救済土木事業を実施すること。
六、市町村が実施する災害対策事業について、国は交付金、地方債等で措置するよう法的手段を講ずること。

理由

昭和五十五年夏の異常低温による農作物被害は、全国的に深刻である。新潟県においても、七月中旬以降の低温、多雨、寡照などの異常気象により、稲作をはじめとする農作物等にじつ大な被害が続き、その被害総額は百三億円余に上り、特に上越、魚沼地方など山間高冷地においては、収穫量も見られるなど、関係農家に深刻な打撃を与えている。このため、本県では関係機関等と緊密な連携をとりながら、被害農家の不安解消のため緊急措置を講じている。

十月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案

件が付託された。

一、昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案（衆）

昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案
昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案

（目的）

第一条 この法律は、昭和五十五年六月から十月までの間に生じた冷害（冷害による病虫害を含む）、水害又は風水害（以下「冷害等」という。）により損失を受けた被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に要する経費の財源に充てさせるため、国が緊急冷害等対策交付金を交付する等の措置を講ずることにより、被害農業者の生活の安定及び農業の再生産の確保に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「被害農業者」とは、農業を主な業務とする者であつて、昭和五十五年六月から十二月までの間に収獲される農作物、畜産物及び蘭の冷害等による減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨の市町村長（全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者）の認定を受けたものをいう。

3 この法律において「被害市町村」とは、その区域内における被害農業者の数が二十人を超える市町村をいう。

3 この法律において「緊急冷害等対策事業」とは、被害農業者の生活の安定及び農業の再生産の確保に資するため被害農業者に緊急かつ臨時に就労の機会を与えることを主たる目的として、政令で定める期間内において、被害市町村が実施する事業（国から負担金又は補助金の交

付を受けて実施するものを除く。）であつて、被害農業者の技能、体力等の状況に照らし適当であり、かつ、事業費のうち労務費の占める割合が百分の五十以上のものをいう。

（緊急冷害等対策事業計画）

第三条 被害市町村は、この法律によつて緊急冷害等対策事業を実施しようとするときは、政令で定めるところにより、緊急冷害等対策事業の実施に関する計画（以下「緊急冷害等対策事業計画」という。）を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 被害市町村は、前項の承認を受けようとするときは、都道府県知事を経由して、緊急冷害等対策事業計画を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は第一項の承認の申請を受けた場合において、その申請に係る緊急冷害等対策事業計画が当該被害市町村の区域内における被害農業者の数が及び当該被害市町村の区域の自然的経済的条件を勘案し適当であると認められるときは、協議により、その承認をしなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により緊急冷害等対策事業計画の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 前各項の規定は、緊急冷害等対策事業計画の変更について準用する。

（緊急冷害等対策交付金）

第四条 国は、政令で定めるところにより、被害市町村に対し、緊急冷害等対策事業計画の実施につき当該被害市町村が必要とする経費の財源に充てさせるため、当該経費の額に三分の二を下らない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額を緊急冷害等対策交付金として交付する。

（起債の特例）

第五条 緊急冷害等対策事業計画の実施につき被害市町村が必要とする経費については、地方財

政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができ。

2 緊急冷害等対策計画の実施につき被害市町村が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債は、資金事情の許す限り、国も資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとす。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）

第六条 緊急冷害等対策事業計画の実施につき被害市町村が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の定めるところにより、当該被害市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（援助）

第七条 都道府県は、緊急冷害等対策事業計画の策定及び実施のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

2 国は、努力の範囲内において、政令で定めるところにより、前項の援助を行う都道府県に対し、同項の援助に係る事務に要する経費の財源に充てさせるため、交付金を交付することができ。

（主務大臣）

第八条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び緊急冷害等対策事業を所管する大臣とする。

（政令への委任）

第九条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）
（地方交付税法の一部改正）

2 地方交付税法の一部を次のように改正する。
附則第十五条を附則第十六条とし、附則第十四条を附則第十五条とし、附則第十三条の次に次の一条を加える。

第十四条 当分の間、地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
緊急冷害等対策事業債償還金	緊急冷害等対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき〇〇〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
緊急冷害等対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法（昭和五十五年法律第...号）第六條の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

3 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十四条の規定は、昭和五十六年度分の地方交付税から適用する。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約千六百六十億円の見込みである。

昭和五十五年十一月六日印刷

昭和五十五年十一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局